

京丹後市新経済戦略

—北近畿新時代における京丹後型「新グリーン経済」の構築に向けて—



平成25年9月
京都府京丹後市

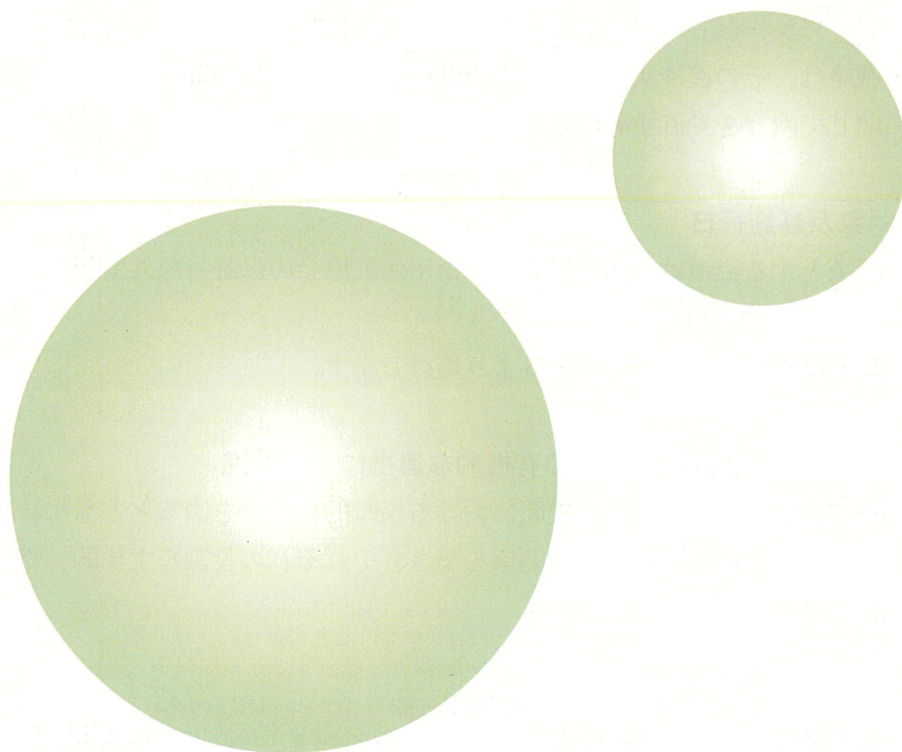
京丹後市新経済戦略

—北近畿新時代における京丹後型「新グリーン経済」の構築に向けて—

<序 章> 新経済戦略策定にあたって	1
1 戦略策定の目的	2
2 戦略の位置づけ	2
<第1章> 経済・産業を取り巻く状況	3
1 京丹後市の概要	4
2 戦略策定の背景	5
3 現状と課題	8
<第2章> 新経済戦略の基本方向	13
1 戦略の基本理念	14
2 戦略の目標	14
3 基本戦略と未来開拓戦略	16
4 戦略展開の視点	18
<第3章> 新経済戦略「プロジェクト100」	20
1 基本戦略の推進	21
2 未来開拓戦略の推進	26
<第4章> 新経済戦略の推進に向けて	29
1 戦略推進に向けての考え方	30
2 京丹後市商工業総合振興条例の制定	30
3 戦略の進行管理と推進体制	30
<資料編>	31
1 京丹後市商工業総合振興条例	32
2 新経済戦略検討会議の状況	38
3 戦略の検討・策定経過	40
4 関係調査	40
5 中小企業憲章	41
6 統計データ	44

＜序 章＞ 新経済戦略策定にあたって

- 1 戦略策定の目的
- 2 戦略の位置づけ



1 戦略策定の目的

平成20年のリーマン・ショック以降の景気後退、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とその後の電力問題、タイでの大洪水発生、平成24年後半まで続いた円高の長期化などの影響により、本市経済を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっています。

他方、北近畿を巡っては近く完成が予定される関西・中京環状高速道路網や日本海側拠点港※の一つに選定された京都舞鶴港など、経済発展に必要な産業・社会インフラが飛躍的に向上する状況を迎えますが、このことを最大限に活用するため、豊かな自然環境や環日本海の地政などの諸特色をできる限り生かすことで、21世紀時代の大きな付加価値を京丹後から創造することが必要です。

このような中、市内企業の経営安定・成長発展への支援、企業立地の推進など、商工業の振興を総合的に推進するための経済戦略を明らかにし、計画的かつ着実に推進することによって、地域経済の活性化と安定的な発展、ひいては市民生活の向上、良好な地域社会の形成を図るものです。

2 戦略の位置づけ

(1) 第1次京丹後市総合計画上の位置づけ

本戦略は、「第1次京丹後市総合計画・後期基本計画」における「商工業の振興」の推進を担うアクションプランとして位置づけ、中期的な視点を踏まえて実行するものとします。

また、本戦略は、その進捗状況や社会・経済情勢の変化、関係機関の計画変更などを踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

(2) 戦略の対象及び施行日

本戦略が対象とする業種は、商工業全般（信用保証協会の保証対象外業種※を除く）とします。

また、本戦略は平成25年10月1日より施行します。

(3) 各産業の横断的な連携と組織間の有機的な連携による推進

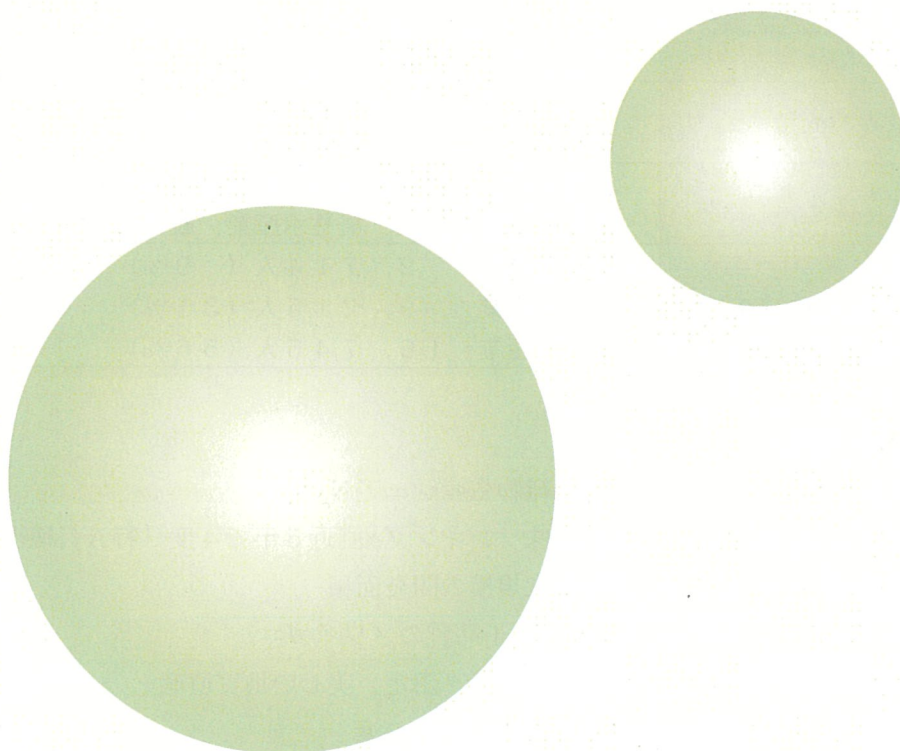
本戦略の推進にあたっては、各産業間における横断的な連携を図るとともに、行政、関係団体、事業者などが良好な連携・協力関係を築き、それぞれの役割を主体的、率先的に果たすものと位置づけます。

※日本海側拠点港：中国や韓国、ロシアなど日本海の対岸諸国の経済発展を日本の成長に取り入れるとともに、東日本大震災を踏まえて災害に強い物流ネットワークの構築に役立つことを目的に国土交通省が機能別に選定。京都舞鶴港は「国際海上コンテナ」「国際フェリー・国際RORO船」「外航クルーズ」の3機能で選定された。

※信用保証協会の保証対象外業種：第1次産業である農業、林業、漁業（一部取扱い可能な場合あり）のほか、金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（まあじゃん屋・ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので、明らかに食事の提供が主目的のものは除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗業好ましくないものなど。

＜第1章＞ 経済・産業を取り巻く状況

- 1 京丹後市の概要
- 2 戦略策定の背景
- 3 現状と課題



1 京丹後市の概要

(1) 歴史・沿革

日本海に突出している丹後半島。この地は、リアス式海岸部の良好な湾や入江を通して、古代から大陸との玄関口となっていました。

市内からは約2,000年前の中国貨幣や日本最古の紀年銘鏡、日本海側最大の方後円墳などの遺物・遺跡が多く発見されていることから、独自の経済文化圏を形成した丹後王国の繁栄がうかがわれます。

近世には回船業や丹後ちりめんの生産がまちの産業を支え、今日では、新たに機械金属工業・観光産業がまちの発展を担いつつあります。

(2) 位置・地勢

京丹後市は、京都府の最北端、丹後半島に位置し、東西約35km、南北約30kmの広がりを持っています。

沿岸部は山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、内陸部には標高400～600mの山々が連なります。

(3) データ

面 積	501.84km ²
人 口	57,483人 (H24.10.1 推計人口)
世 帯 数	20,826戸
高齢化率	31.4% (H25.3.31)
森林面積	37,262.01ha 森林率74.3% (H24.1.1)
主要産業	金属製品・一般機械・輸送機械製造業、 繊維・衣服製造業、農林水産業、観光業
産業別就業者数(率) [H22国勢調査] ※分類不能4%	第1次産業 2,714人 (9%) 第2次産業 9,215人 (31%) 第3次産業 16,745人 (56%)

(4) 主資源・特産

- 丹後ちりめん 国内絹織物生産シェアNO.1
- 丹後産コシヒカリ 米の食味ランキング※直近5年で4度「特A」獲得
- 国営農地 国内最大規模の開発面積
- 間人ガニ 国内NO.1品質のズワイガニ
- 山陰海岸ジオパーク 世界ジオパーク認定、美しい地質遺産
- 琴引浜 日本最大級の鳴砂の浜

※米の食味ランキング：(財)日本穀物検定協会が毎年実施。炊飯した白飯を実際に試食して味や香り、粘りなどを評価する食味官能試験により、複数産地のコシヒカリのブレンド米と比較して、特に良好なものを「特A」、良好なものを「A」など5段階で評価。「24年産米の食味ランキング」で「丹後産コシヒカリ」が最高評価の「特A」を獲得(通算10回目、直近5年で4回目)し、西日本の最多記録を更新した。「特A」は全国128産地銘柄の中から29産地銘柄が選ばれた。

(5) 日本のものづくりのふるさと、京丹後

「ひと、みず、みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」を将来像として、平成16年に6つの町が1つになり京丹後市は発足しました。

日本海に面する立地は豊かな自然にあふれ、グリーン・イノベーション※が躍動する新しい時代にふさわしい共働と共創のまちです。

豊かな自然環境を最大限に活用した農林水産業、日本一の生産量を誇る丹後ちりめん代表される織物業及び日本最古級の製鉄コンビナート（跡）の時代から脈々とその資質と精度を高めてきた機械金属業が集積する地域です。

- ◆織物 国内シェアNO.1「丹後ちりめん」に代表される絹織物生産など織物業の集積
 - ◆機械 設計から加工、熱処理、組み立てまで、一貫製造を可能とする機械金属業の集積
 - ◆食品 豊かな海・山・里の恵み、安全・安心な京の食材、地域ブランドの食品流通が強み
 - ◆人材 高品質でまじめなものづくりマインド…全国初「行政版知的資産経営報告書※」で解明
 - ◆環境 「環境・共生・参加まちづくり」で環境配慮型の資源環境都市を目指す
- ☆ 再生可能エネルギー※の普及に積極的に取り組み、「環境未来都市：グリーン経済※の実現」を目指しています。

2 戦略策定の背景

(1) 地域経済・産業の厳しい現状

近年、経済のグローバル化、国民の価値観の多様化などにより本市経済を取り巻く環境が厳しさを増している中、平成20年のリーマン・ショック以降の景気後退、東日本大震災とその後の電力問題、平成24年度後半まで続いた円高の長期化、その後の為替の急激な変動などの影響により、本市の経済・産業は極めて厳しい状況に置かれています。

○統計数値にみる主産業の状況推移

□商工業全体

【事業所数：事業所・企業統計調査(H16.6)・経済センサス(H24.2)、商工会員数：京丹後市商工会より】

内容	H16年度	H23年度	増減
事業所数	5,617 件	4,234 件	▲1,383 件 (▲25%)
従業者数	25,895 人	21,489 人	▲4,406 件 (▲17%)
商工会員数 (年度末時点)	3,561 人	2,609 人 (H24)	▲952 人 (▲27%)

※グリーン・イノベーション：環境関連技術を武器にした産業戦略。

※行政版知的資産経営報告書：知的資産経営報告書とは企業が有する技術、ノウハウ、人材など重要な知的資産の認識・評価を行い、それらをどのように活用して企業の価値創造につなげていくかを示すもので、京丹後市では、平成20年に行政として初めて作成・発行した。

※再生可能エネルギー：資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで、法律で太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

※グリーン経済：環境保全や持続可能な循環型社会を基盤としながら、経済成長、雇用創出、技術革新を実現していく経済活動。

<第1章> 経済・産業を取り巻く状況

□織物業

【白生地生産数量：丹後織物工業組合、事業所数：京丹後市織物実態統計調査報告書(H24.2)】

内容	H16年度	H23年度	増減
年間白生地生産数量 ※丹後地域全体	1,119,897 反 (H16年)	451,503 反 (H24年)	▲668,394 反 (▲60%)
事業所数	1,760 件(H17)	1,375 件	▲385 件 (▲22%)

□工業 【従業員4人以上の事業者の状況：工業統計調査】

内容	H16年度	H22年度	増減
事業所数	249 件	207 件	▲42 件 (▲17%)
従業者数	4,894 人	4,417 人	▲477 件 (▲10%)
製造品出荷額	754 億 2348 万円	725 億 3086 万円	▲28 億 9262 万円 (▲4%)

□商業 【卸売・小売事業所の状況：商業統計調査(H16.6、H19.6)・経済センサス(H24.2)】

内容	H16年度	H23年度	増減
事業所数	1,102 件	814 件	▲288 件 (▲26%)
従業者数	5,108 人	4,315 人	▲793 人 (▲16%)
年間販売額	104 億 1 千万円	87 億 3 千万円(H19)	▲16 億 8 千万円 (▲16%)

□観光業 【観光入込客数：京都府観光入込客数調査】

内容	H16年	H23年	増減
年間観光入込客数	2,038 千人	1,752 千人	▲286 千人 (▲14%)

(2) 人口減少・少子高齢化と厳しい財政状況

人口流出、出生率の低下から人口は減少し続けており、また、少子高齢化など様々な社会的問題による社会保障費などの増加、市税などの減少により市の財政状況も厳しくなっています。

内容	H16年度	H24年度	増減
人 口 (各年 10.1 現在推計人口：市総務課)	63,998 人	57,483 人	▲6,515 人 (▲10%)
出生人口 (各年度 3 月 31 日現在：市市民課)	523 人 (H15)	375 人	▲148 人 (▲28%)
高齢化率※65 歳以上の人口割合 (各年度 3 月 31 日現在：市市民課)	26.4%人 (H15)	31.4%	+5%
市税収入 (各年度決算額：市財政課)	54 億 6 千万円	51 億 3 千万円 (H23)	▲3 億 3 千万円 (▲6%)

(3) 中小企業憲章の制定

国において中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」が閣議決定(平成22年6月18日)され、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな場合でも中小企業の立場で考えていく国の姿勢が明確に示されました。

<中小企業憲章の内容>

- 中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針を明記。
- 医療、福祉などの分野で、変革の担い手である中小企業が力を発揮することで我が国の新しい将来像が描けるとの、中小企業に対する新しい見方を提示。

(4) 森本工業団地分譲開始

市内最大規模「森本工業団地」が平成22年に分譲開始。より積極的な企業立地活動を進め、新規雇用の創出を図っていく必要があります。

<森本工業団地の概要>

所在地	京丹後市大宮町森本	分譲開始	平成22年11月
分譲可能面積	72,255.21㎡(4区画)		
地域指定	企業立地促進法、半島振興法	用途地域	都市計画区域外
アクセス	野田川大宮道路「大宮森本I.C(仮称、H28完成予定)」から0.5km		

(5) ビジネス環境の大きな変化

- 本市周辺の広域幹線道路などの整備により、平成26年度以降、京阪神、北陸、中京へのアクセスが飛躍的に向上します。
- 本市に近接する京都舞鶴港が「日本海側拠点港」に選定され、国際物流の進展が期待されます。また豊岡市のコウノトリ但馬空港へも1時間圏内です。
- ビジネス環境が大きく変わる今が、経済発展のチャンスです。

<広域幹線道路整備予定>

- ◆京都縦貫自動車道全線開通【H26年度予定】 ⇒京阪神へのアクセスが向上
 - ◆舞鶴若狭自動車道全線開通【H26年度予定】 ⇒北陸、中京へのアクセスが向上
 - ◆地域高規格道路が京丹後市まで延伸【H28年度予定】
 - ⇒京阪神、北陸、中京など、あらゆる方面へのアクセスがさらに向上
 - ⇒新I.Cは森本工業団地のそばに
- 【所要時間が大幅に短縮】 ※本市試算時間
- ⇒京都市 ⇐ 約1時間強!
 - ⇒大阪市 ⇐ 約1時間半強!
 - ⇒敦賀市 ⇐ 約1時間半強!

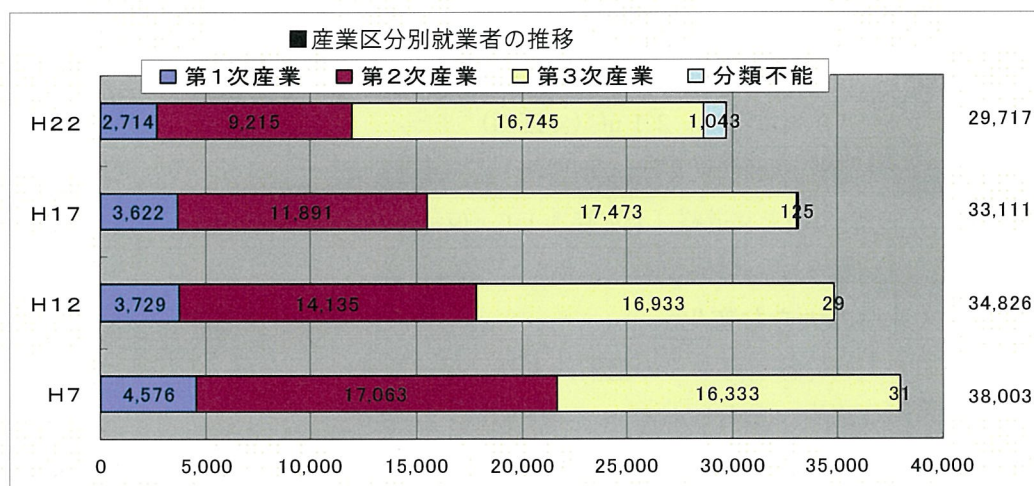
<近隣の港、空港の利便性>

- ◆京都舞鶴港 ⇒車で45分【38.5km】
 - ⇒「日本海側拠点港」に指定され、国際、国内の物流が便利に
- ◆コウノトリ但馬空港 ⇒車で55分【44km】
 - ⇒40分で大阪伊丹空港へ直結、全国への移動に便利

3 現状と課題

(1) 産業構造の変化

- 本市の産業構造は、第2次産業から第3次産業へと地域内総生産がシフトしています。
- この20年間で、第1次産業及び第2次産業の就業者数が大幅に減少しています。(第2次産業減少の主要因は織物業。機械金属業については増加傾向)
- 第3次産業の就業者の割合は相対的に増加しています。(主要因はサービス業)
- 地域経済を牽引してきた製造業・建設業は近年縮小化の傾向にあります。グローバル経済の影響に大きく左右される製造業や、公共事業規模の影響を受ける建設業などの第2次産業に依存する産業構造から、成長産業の拡大による多様な産業構造への転換が課題です。



【出典】各年度国勢調査

注) 第1次産業・・・農業・林業・漁業

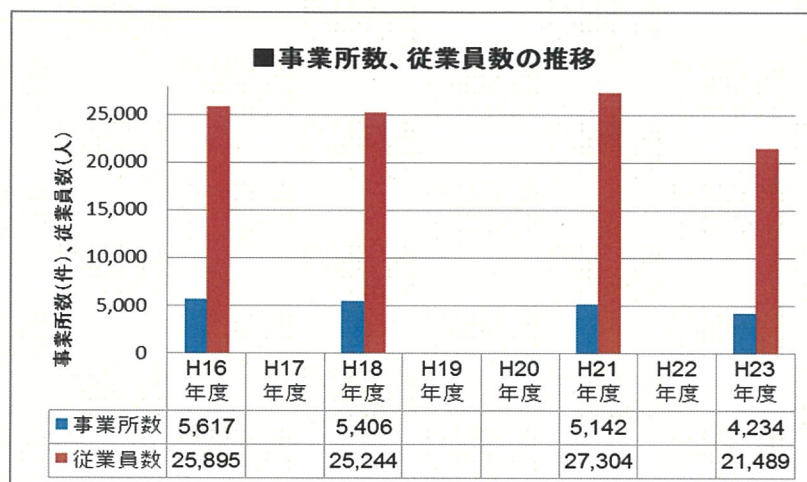
第2次産業・・・鉱業・建設業・製造業

第3次産業・・・「第1次産業」「第2次産業」及び「分類不能の産業」を除く産業

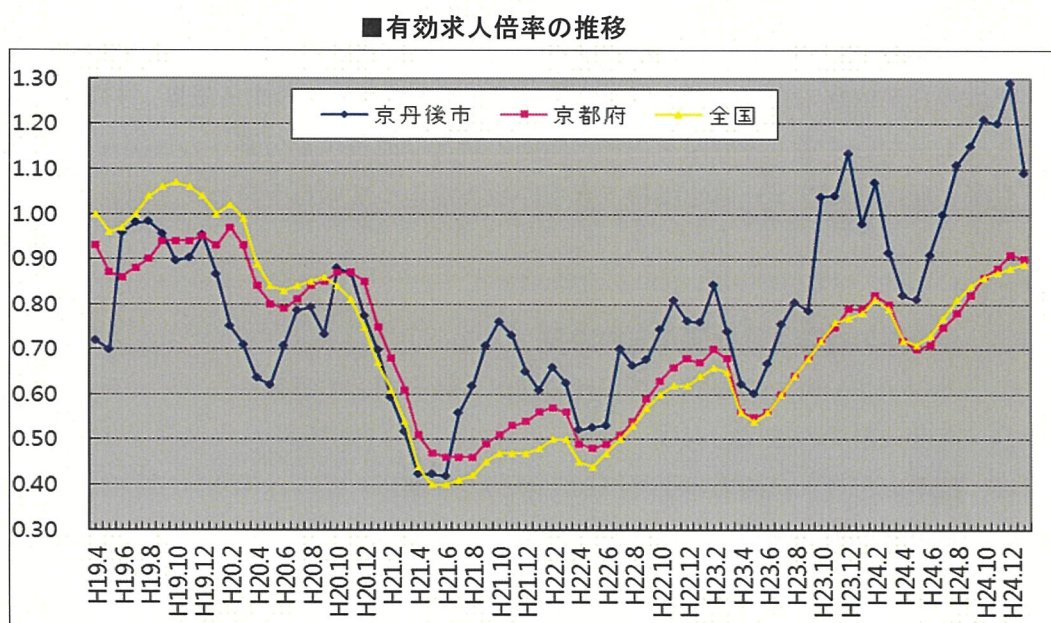
(2) 事業所数及び雇用の状況

- 市発足後7年間で、全体事業所数は1,383件、25%減少しています。減少が多い理由は、小規模織物事業者(家内での賃機)が、高齢化により廃業するケースがあとを絶たないことによるものです。
- 商業においては、大型店の出店、インターネット販売の普及、人口減少などの要因により地域の商店が衰退し、事業所数は徐々に減少してきています。
- 工業は、平成20年のリーマン・ショック後、事業所数、従業員数とも減少しています。
- 有効求人倍率※は、平成21年に0.42まで落ち込んだものの、平成23年秋以降0.8～1.1で推移しています。また、新規求職者数は減少傾向にありますが、職種に関し“ミスマッチ”の状況が生じています。

※有効求人倍率：職業安定所に登録されている有効求職者に対する有効求人数の割合。



【出典】 H16. 18 年度：事業所・企業統計調査、H23 年度：経済センサス



【出典】 京都労働局職業安定業務月報にもとづく数値

(3) 主業種の現状と課題

① 織物業

【現状】

かつて2兆円規模と言われた呉服市場は毎年縮小しており、現在は2,700～2,800億円程度の規模となっています。

丹後産地も、白生地織物に代表される後染織物※はこの6年間で生産量が半減しており、なお減産基調が続いています。また、帯地に代表される先染織物※は、近年西陣のメーカー段階でリスク軽減のため受注生産へのシフトが見られ、丹後産地での安定的な生産が困難になりつつあります。

生産現場は工賃の低下、作業者の高齢化、設備の老朽化などにより賃機※の廃業が相次

※後染織物：製織後に精練や染色を施す織物。

※先染織物：あらかじめ染色等を施した糸を使って製織する織物。

※賃機：手張など（親機）からの糸の供給を受け、自工場で主に家族経営者により製織し、その製品を手張などに納めて織工賃を得る織物事業者。

ぎ、産地としての規模の維持が困難な状況にあります。

【課題】

- 生産現場の高齢化、工賃の低下、設備の老朽化
- 関連工程、生産規模の維持
- 生地メーカーからの脱却、完成品化への挑戦

② 機械金属業

【現状】

丹後地域の機械金属業は、部品加工を中心に質的にも量的にも集積度を高め、地場産業の一つとしての地位を確立してきました。しかし、円高などここ数年の一連の出来事は国内のものづくり企業を取り巻く環境を一変させ、市内企業にとっても極めて厳しい状況となっています。

鍛造※技術や機械加工技術分野においては一定水準以上のレベルにありますが、その実態は親企業依存の企業体質や既存産業分野（系列取引）での成長限界、技術シーズ※不足、人材不足などの多くの課題を抱え、国内の新たな成長産業分野への展開なくして、現在の生産と雇用のボリュームを維持できない現実が迫っていると言っても過言ではない状況にあります。

【課題】

- 親企業依存の企業体質からの脱却
- 既存産業分野での限界（新規産業進出、新規顧客の獲得）
- 高度技術者の確保と育成
- 技術シーズ・企画力の不足（産学連携の推進）
- 企業間連携の構築

③ 商業

【現状】

各町の市街地に形成された商店街は、近年の小売商業の形態や消費者ニーズの変化、郊外での商業エリアの拡大や大型店の出店、インターネット販売の普及などに伴い大幅な客足の減少が見られ、後継者不足や新規事業が見込めないなどの要因もあり、空き店舗が増加しています。商店街は組織としては存在していますが、店舗数が少なく、商店街としての活動が休眠状態のところも見られます。

このような中、大売出しや商品券の発行、フリーマーケット開催などの事業を積極的に展開されているところもありますが、恒常的な買い物客の囲い込みは難しく、依然として厳しい経営環境にあると言えます。

※鍛造：金属加工の塑性加工法の一つ。金属をハンマー等で叩いて圧力を加える事で、金属内部の空隙をつぶし、結晶を微細化し、結晶の方向を整えて強度を高めると共に目的の形状に成形する加工法。

※技術シーズ：企業などがもつ技術に関するノウハウ、アイデア、人材、設備など。

【課題】

- 高齢者、買い物弱者※への対策、地域コミュニティの場としての存在の見直し
- きめ細かいサービスなど、魅力を高める取り組み
- 空き店舗の利活用による特徴的な商店街づくり

④ 観光業

【現状】

本市の観光入込客数は、平成10年には220万人に達していたものが、平成17年以降は200万人を割り込み、平成23年は175万人と減少傾向が続いています。

夏の海水浴、冬のカニによる誘客のピークが過ぎたこと、停滞する経済状況などが要因と考えられますが、本市は従前から春・秋の観光客が少ないため、四季を通じた誘客を促進することが求められています。

このような中、平成25年に「第2次京丹後市観光振興計画」を策定し、「丹後は日本のふるさと 極上のふるさと観光づくり」をコンセプトとした各種プランの実行に取り組むこととしています。

【課題】

- 山陰海岸ジオパークなど、地域の資源、魅力の十分な活用と効果的な情報発信
- もてなしの文化の発揮
- 外国人旅行者の誘致、国際観光の推進
- 地域や業界、市民が一体となって取り組む体制づくり

(4) 企業立地の状況

【現状】

京丹後市発足時に未分譲となっていた工業団地2区画（赤坂、谷）には、平成17～18年度にかけて相次いで企業立地が実現し、市民の働く場のさらなる創出のため、新たな工業団地の造成が必要となりました。そこで大宮町森本地区に、市内最大の用地面積を持つ「森本工業団地」を造成し、平成22年度に分譲を開始しました。

今後も市内・市外の企業への訪問、企業誘致フェアへの出展や企業立地調査業務など企業立地に向けた活動を行うとともに、京都府や関係団体などとも連携した「場づくり」「人づくり」「機能づくり」を引き続き進めることにより、市内企業による立地と市外企業誘致の双方の観点から、早期に立地を実現していく必要があります。

また工業団地外においても、市内企業の成長発展を支援することにより、工場などの新増設を促進し、地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図っていく必要があります。

【課題】

- 森本工業団地の早期分譲
- 市内企業の成長発展の促進

※買い物弱者：自宅から商店までが遠く、食料品や生活用品の買い物に支障がある人。過疎化・高齢化の進展や小売店の廃業、路線バスの廃止などが要因で、社会的に大きな課題となっている。

<第1章> 経済・産業を取り巻く状況

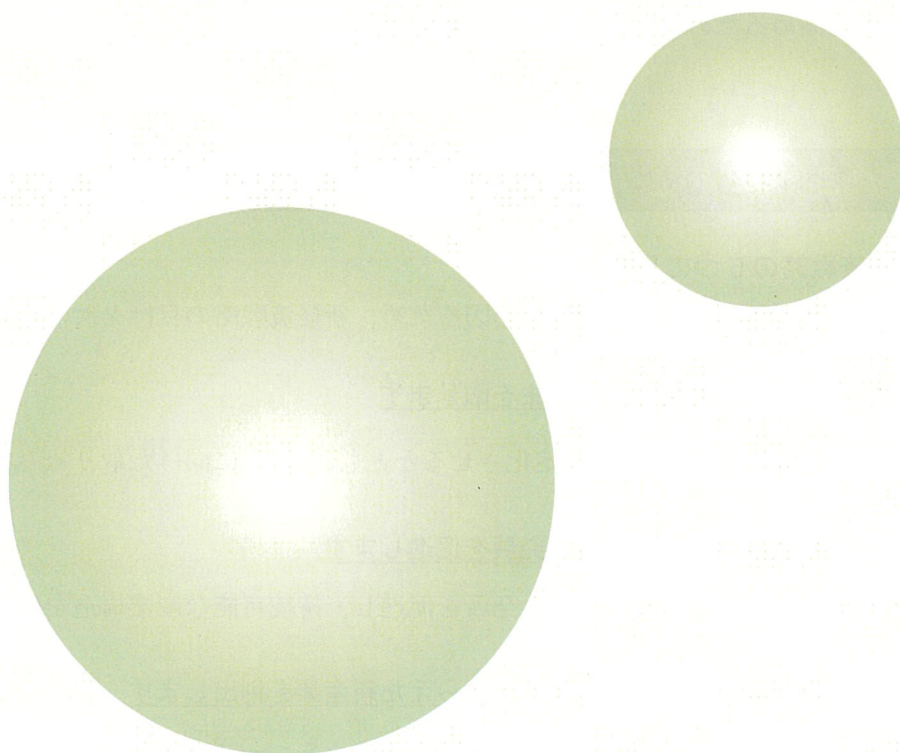
(5) 関連施策の状況

○ 平成25年度商工業関連事業一覧（当初予算計上事業）

項目	事業	事業内容
雇用創出	求人情報サービス	求人情報データ更新
	あんしん雇用環境づくり	中小企業雇用安定助成金
	地域雇用環境整備特別対策事業	緊急雇用・ふるさと雇用
職業能力向上	職業訓練実施事業補助金	職業訓練協会補助
		職業訓練校補助
	職業能力向上支援事業	職業能力向上支援補助
商工会助成	商工会助成事業	小規模事業経営支援事業補助
		織物技術指導補助
		地域活性化事業補助
地場産業振興	丹後地域地場産センター運営費補助金	地場産センター運営費補助
	ブランドチャレンジショップ運営事業補助金	ブランドチャレンジショップ運営事業補助
経営安定・成長支援	あんしん借換資金等利子補給事業	経営安定利子補給金
	信用保証料補助金	信用保証料補助
	商工業支援事業	起業家支援
		空き店舗・空き工場活用促進補助
		新商品開発等支援補助
		ジオパーク関連商品開発補助
		事業拡大等人材育成支援
		事業転換支援
		プレミアム商品券発行事業補助
	丹後建国1300年記念事業	1300にちなんだ特別販売等の集中実施
企業立地推進	企業立地促進事業	フェア出展、企業訪問、立地ニーズ調査
	工場立地奨励金	工場立地奨励金
	工業団地維持管理事業	工業団地維持管理費
織物業振興	和装産地関連事業負担金	全国和装産地市町村協議会
		森田翁顕彰会
	ちりめん関連事業補助金	きもの交流会補助
		京丹後ちりめん祭補助
	丹後ファッションウィーク開催委補助金	販路開拓、製品開発事業等補助
	織物合理化設備導入支援事業補助金	ダイレクトジャカードコントローラー装置導入費補助
	シルクのまちづくり事業	シルクのまちづくり市区町村協議会参加
機械金属業振興事業	機械金属業振興事業	新分野・ビジネス開拓補助
		新事業・ビジネスマッチング補助
産学連携推進	起業アイデアコンペ開催事業	起業アイデアコンペ開催費
	産学連携推進事業	連携コーディネート経費
		サテライト施設管理
	新産業研究開発推進事業	織物・機械金属をいかした産業創出研究
人材育成	地域資源活用ビジネス創出事業	大学連携によるコミュニティビジネス創造
	人材育成事業	丹後・知恵のもののづくりパーク負担金など
	産業人材育成大学事業	産業人材育成ポータルサイト開設・運営
一般経費	—	地域ブランド連携協議会参加
	—	G S世代研究会参加
	—	丹後地域産業活性化推進会議負担金
	—	おおみや生き活きフェスタ補助

＜第2章＞ 新経済戦略の基本方向

- 1 戦略の基本理念
- 2 戦略の目標
- 3 基本戦略と未来開拓戦略
- 4 戦略展開の視点



1 戦略の基本理念

<基本理念>

京丹後型「新グリーン経済」を構築し、地域経済を活性化する

伝統的な産業基盤の維持・発展を基礎に

豊かな自然環境や諸特色を活用し21世紀の大きな付加価値の創造を！

- ICT※の発展などにより、20～30年後、日本の経済社会はさらなる大きな変化が予測されます。21世紀の時代を生き残るためには、時代、社会、環境などの変化を的確に読み取り、変化に応じて変革することが必要となってきます。
- 地域社会も同様です。環境変化に対して、柔軟かつ臨機応変に対応できなければ、地域経済の停滞を免れません。そのためには「変化に対応できる経営」や「業務の革新」とともに、地域の特色を生かした付加価値の創造が求められます。
- このため、本市では高速道路網、港湾などの産業・社会インフラが飛躍的に向上する状況に備え、伝統的な産業基盤の維持・発展と今の産業を守り生かすことを基礎としつつ、豊かな自然環境や諸特色を活用して地域の成長・発展を促す新たな経済の仕組み、京丹後型「新グリーン経済」を構築し、地域経済の活性化を目指します。
- 京丹後型「新グリーン経済」の構築に向け、目標と必要な視点を定め、地域のポテンシャルを高めるための方向を具体的な戦略として示します。

2 戦略の目標

(1) 新経済戦略の5つの目標

基本理念に基づき地域経済の活性化を図るため、新経済戦略の目標を次のとおり定めます。

目標1 企業経営の安定化及び再生を図ります

市内企業、商店などの経営を安定化させるとともに、再生に向けた取り組みを推進します。

目標2 地域産業、企業の成長と発展を促進します

地域産業、企業のさらなる成長と発展を促進し、持続可能な産業構造を確立します。

目標3 時代のニーズと地域の特色をとらえた新産業を創出します

健康、エネルギー、地域資源活用など時代が求めるニーズをとらえ、京丹後の諸特色を生かした新規創業、新産業の創出を目指します。

※ICT：インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略で、情報や通信に関する技術の総称。

目標4 雇用の場を創造します

森本工業団地への企業立地を実現するとともに、新たな雇用創出などが期待できる地域産業集積の形成及び活性化のため、あらゆる形での企業誘致、職場誘致などを推進し、雇用の場を創造します。

目標5 グリーン経済の実現、農林漁業と商工観光業との連携、さらに新たなワークスタイルの創造に向け環境を整備します

環境循環を大切にするグリーン経済の実現と、農林漁業と商工観光業との連携、さらにテレワーク※の環境整備による起業家・企業内職場誘致を推進した新しい京丹後型ワークスタイルの創造を目指します。

(2) 目指す数値目標

新経済戦略を展開することによって、以下に示す数値目標以上の成果を目指します。

指標名	現状【H23 年度】	目標【H28 年度】	説明
1 全事業所数 【経済センサス】	4,234 件	4,230 件 (±0%)	現状:H24.2 時点 目標:H29.2 時点
小規模織物事業所の減少が予測されますが、他業種への転業、創業、事業所誘致により現状維持を目指します。			

指標名	現状【H23 年度】	目標【H28 年度】	説明
2 全従業員数 【経済センサス】	21,489 人	22,000 人 (+2%)	現状:H24.2 時点 目標:H29.2 時点
人口減少、高齢化の進展など厳しい状況が続いていますが、企業の成長と企業誘致の実現により、減少傾向を食い止め微増を目指します。			

指標名	現状【H21 年度】	目標【H28 年度】	説明
3 市内総生産 【市町村民経済計算】	1810 億 1600 万円	1882 億円 (+4%)	現状:H24.5 公表
指標名	現状【H22 年度】	目標【H28 年度】	説明
4 工業製造品出荷額等 【工業統計調査、経済センサス】	725 億 3086 万円	754 億円 (+4%)	現状:工業統計調査(H22.12 時点) 目標:経済センサス(H29.2 時点)
指標名	現状【H19 年度】	目標【H28 年度】	説明
5 商業年間商品販売額 【商業統計調査、経済センサス】	87 億 3000 万円	91 億円 (+4%)	現状:商業統計調査(H19.6 時点) 目標:経済センサス(H29.2 時点)
市内総生産（各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）の総額）及び、工業における出荷額等、商業における販売額は、年間 1%、4 年間で 4%の成長を目指します。			

※テレワーク：情報通信手段を活用して場所や時間にとらわれない柔軟な勤務形態のことで、家庭生活との両立による就労確保、高齢者・障害者・育児や介護を担う者の就業促進、地域における就業機会の増加等による地域活性化、余暇の増大による個人生活の充実、通勤混雑の緩和など、様々な効果が期待されている。

<第2章 新経済戦略の基本方向>

指標名	現状【H19-H24年度】	目標【H25-H28年度】	説明
6 立地企業支援件数	8件	10件	市内への新規立地及び既存事業所増設に対する支援件数
工業団地内への新規立地を目指すとともに、工業団地外への立地、既存事業所の増設を併せて10件への支援を目標とします。			

指標名	現状【H24年度】	目標【H28年度】	説明
7 高校生地元就職率 【市内5校調査】	27% ※110人中30人	40% (+50%)	就職希望者総数に対する京丹後市内企業への就職者数の割合
若者の地元産業への関心を高めるとともに、雇用環境の整備により大幅な地元就職率のアップを目指します。			

3 基本戦略と未来開拓戦略

地域経済の活性化を図るための具体的な戦略として、4つの柱に基づく各分野横断的な「基本戦略」による展開を推進するとともに、基本戦略の考え方をベースに伝統的な産業基盤の維持・発展を基礎としつつ、向かうべき方向として、グリーン経済と新しい京丹後型のワークスタイルの創造とを融合させた、京丹後型の「新グリーン経済」の構築を「未来開拓戦略」として展開します。

I 基本戦略

本市の特色である1次、2次、3次の多様な産業すべてを最大限に生かし、支えるため、4つの柱に基づく各分野横断的な「基本戦略」を展開します。

(1) 企業の経営安定と再生

- 経営基盤の維持及び強化を図り、足腰の強い企業を育てます。
- 経営の改善及び再生を支援し、企業と雇用を守ります。
- 資金供給の円滑化を図り、安定的な企業運営を支援します。

(2) 企業の成長支援

- 経営革新、技術開発、設備導入及び販路開拓など、受注の拡大と企業の成長につながる積極的なチャレンジを応援します。
- 時代のニーズや本市の諸特色を生かした新たな事業分野への進出及び新たな事業の創出を応援します。

(3) 新規創業と新産業の創出

- 創業、起業の創出を支援し、若者などがチャレンジできる環境を整えます。
- 新産業の創出などに必要な調査と情報の提供に努めるとともに、国、京都府及び関連企業などと連携し、新産業に係る市の競争力の向上を図ります。

（４）企業誘致の推進

- 企業立地のための基盤整備及び環境整備に努めます。
- 企業立地のための情報収集及び提供並びに誘致活動を積極的に推進します。
- 立地企業に対する相談対応及び支援体制を整備します。
- 立地企業に対する支援措置について、対象とする業種を定めて大きく拡充します。

Ⅱ 未来開拓戦略

伝統的な産業基盤の維持・発展を基礎としつつ、そのうえに、環境循環を大切にするグリーン経済社会と豊かな農漁村環境や自然環境を生かした農商工観連携の推進、テレワークスタイルの創造を総合的に融合させた「未来開拓戦略」を展開し、京丹後型「新グリーン経済」の構築を目指します。

（１）再生可能エネルギーや環境循環を経済活動に展開するグリーン経済の実現

- 自然環境を大切にしたバイオマス、風力、太陽光などの再生可能エネルギーの生産を地域全面展開し、地域主導・地域貢献型のエネルギー生産事業※を含め、“再生エネルギー産業”を地域に築き、環境と経済の両立と発展を目指します。
- 生ごみ資源化・ゼロエミッション※推進、地域バイオマス※の有効活用など、環境循環型経済社会の構築を進め、上記を併せグリーン経済の実現を推進します。

（２）農林漁業と商工観光業との連携による、京丹後型「農商工観連携」の推進

- 農林漁業の6次産業化の進展を見るに、商工業の発展にとって農林漁業の存在が重要であり、かつ本市の強みでもあるため、相互の発展と連携をさらに推進します。
- 本市の強みである豊富な生産物を誇る農林漁業と商工観光業との連携を図り、地域ビジネスの新展開や新しい産業創出を目指す、京丹後型「農商工観連携」を推進します。

（３）大都市圏との遠い距離をむしろプラスに変えるー豊かな自然環境と充足した通信インフラを活用した京丹後型ワークスタイルの創造

- 豊かな環境と食を生かした快適な居住・生活環境を提供します。
- テレワークの環境整備による、起業家・企業内職場誘致を推進します。
- ユビキタス※な地域内外間のコミュニケーション機能の整備によるテレワークを通じた京丹後型ワークスタイルを提案し、推進します。

※地域主導・地域貢献型のエネルギー生産事業：エネルギー生産事業のうち、地域内に事業が所有している事業、地域の組織によって意思決定される事業、事業収益の過半は地域社会に還元される事業をいう。

※ゼロエミッション：産業により排出される様々な廃棄物・副産物について、他の産業の資源などとして再活用することにより社会全体として廃棄物をゼロにしようとする考え方。

※バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。

※ユビキタス：いたるところに存在する（遍在）という意味で、インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる環境を指す。

4 戦略展開の視点

戦略の展開するにあたり、取り入れるべき必要な視点を次のとおり定めます。

(1) 時代のニーズ及び京丹後の諸特色を活用する視点

本市には、21世紀の時代が求めてやまない多様な資源、宝があり、これらの諸特色を生かした戦略の展開を図ります。

視点1

多様な産業集積（農林水産業、繊維産業、機械金属産業及び観光関連産業など）を大切に守り生かす

- 豊かな自然環境を活用した農林水産業、絹織物生産など繊維産業の集積、技術レベルの高い機械金属産業の集積、年間175万人の観光客を受け入れる観光産業など、既存の多様な産業を大切に守り、生かします。
- 異業種の連携による新商品開発や新産業創出など、多様な産業の組み合わせにより、産業集積の強みをさらに生かします。

視点2

再生可能エネルギーの活用や豊富な旬の食材など、海・山・里の豊かな自然を活用する【強みを生かす】

- 京丹後は、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの普及及びグリーン電力の導入、再生可能エネルギーを活用した事業化実現に向けた検討を積極的に推進しており、これら環境推進の取り組みを経済活動に生かします。
- 山陰海岸ジオパークや日本最大級の鳴砂の浜「琴引浜」などに代表される、貴重で美しい海と山の自然が市域全体に広がる環境を「快適な住・ビジネス環境」として生かします。
- 丹後産コシヒカリ、豊富な野菜類、間人ガニなどの海産物など、安全・安心で高品質な食の宝庫である強みを、各種産業活動に生かします。

視点3

健康長寿など京丹後のポテンシャルを活用する【弱みを逆手に生かす】

- これからの地域が生き残るためには、他をリードする付加価値の高い商品やサービスの開発が重要であり、そのために豊富な知識と経験を有するシニアのポテンシャルを生かします。
- 高齢化社会を逆にとり、健康大長寿のまちとして高齢先進地のビジネスを先取りして開発し、他をリードする地域経済社会を構築する視点が必要です。

視点4

距離的ハンデを克服しむしろプラスに変えるため、充足した通信インフラを活用する

- 豊かな自然環境や食の魅力を有する地方のメリットに気づく若者が増えつつある中、市内全域への光ファイバ網の敷設など、京丹後の充足した通信インフラを活用し、さらに「テ

＜第2章 新経済戦略の基本方向＞

レワーク」の環境整備によって、都市との距離的ハンデを克服し、大都市部にはない田園的環境を生かした「田舎での快適なビジネス環境」を、強みとして生かす視点が重要です。

（２）「経営資源の要素」の視点

「経営資源の要素」といわれる「ヒト」、「モノ」、「カネ」、そして「情報」の視点を持って戦略の展開を図ります。

視点1 「ヒト」の育成と確保

- 農林水産業者、経営者、技能者、技術者の育成支援策を強化し、グローバル化する経済社会に対応できる優秀で魅力のある人材を育てます。
- 人材の確保と技術などの継承を推進し、将来にわたって持続可能な経済社会の構築を目指します。
- 女性と若者の持つ力を大いに引きだし、活躍できる場の創出に努めます。
- 未来を担う子どもたちが地域の企業や産業について学べる場の創出に努めます。
- 就業者の質の向上を図ることにより、企業の力を高めます。

視点2 「モノ」への支援と整備

- 企業経営、産業活動にとって必要な設備、技術などの「モノ」の整備を支援します。
- 起業家誘致、職場誘致などに必要な「ハード面」の整備と活用を推進します。
- 産業サポートのあり方や各種連携のコーディネート、マッチングなど、「ソフト面」の整備と場づくりを推進します。
- ワンストップの情報提供、相談窓口体制を整備し、あわせて機能強化を図ります。
- 産業基盤として重要な交通インフラの整備充実に向けた活動を継続します。

視点3 「カネ」への支援

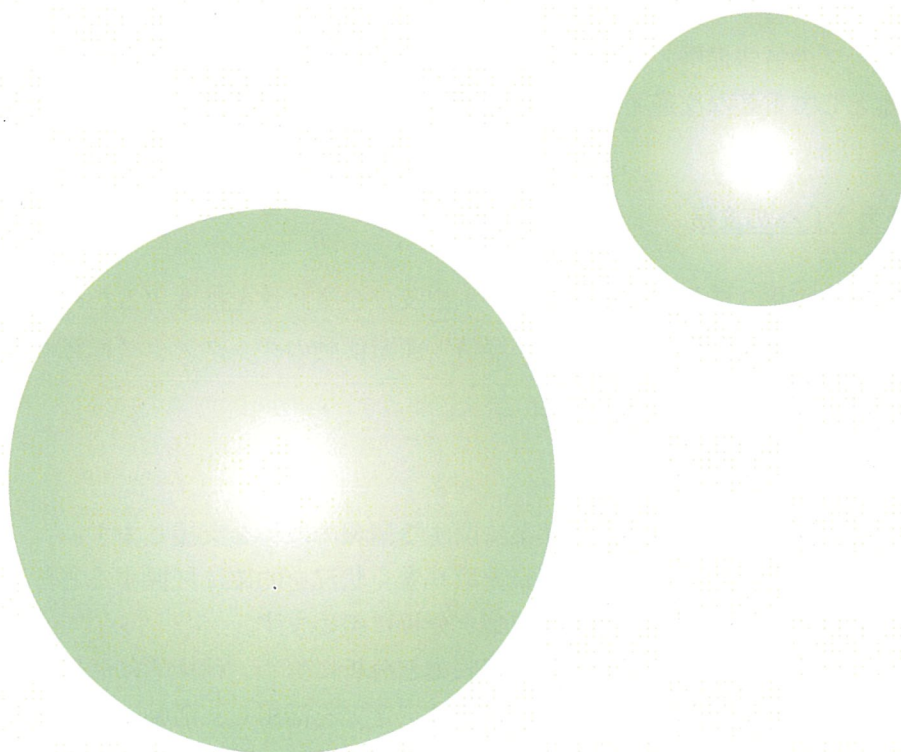
- 企業の経営安定化、成長支援、新産業の創出及び企業誘致を推進するために必要な金融支援、助成制度などを設け、企業活動、経済・産業活動のバックアップに努めます。

視点4 「情報」の分析と発信

- 企業が必要とする国内外の経済・産業に関する情報の取得を支援します。
- 市内企業の状況など、本市経済・産業を取り巻く状況を的確に把握するとともに、国内外の様々な経済・産業に関する情報の収集と分析に努めます。
- 産業活動、企業立地に関する有効な情報収集と分析に努め、積極的に活用します。
- 最新のICT技術の活用なども含め多様なメディアを活用し、活動に応じた効果的なエリア、ターゲット、切り口を設けながら積極的な情報発信に努めます。

<第3章> 新経済戦略「プロジェクト100」

- 1 基本戦略の推進
- 2 未来開拓戦略の推進



<第3章 新経済戦略「プロジェクト100」>

新経済戦略「プロジェクト100」では、前章で述べた「基本戦略」と「未来開拓戦略」に基づき、戦略期間中に実行することを目指す100の取り組みメニューを提案します。

なお、取り組みメニューは、早期（概ね2年以内に着手、対応すべきもの）と、中・長期（概ね3年から5年後を見据えて着手、構想すべきもの）の視点を持って実行するものとします。

1 基本戦略の推進

「基本戦略の推進」は、1次、2次、3次の多様な産業すべてを最大限に生かし、支えるため、4つの柱に基づく各分野横断的な取り組みを展開するものです。

(1) 企業の経営安定と再生

○ 経営基盤の維持及び強化

視点(諸特色) 産：多様な産業集積 自：再生エネルギー、自然、食
健：健康長寿 通：通信インフラ
視点(経営資源) 人：ヒト 物：モノ 金：カネ 情：情報

メニュー（ ☒ 実施中 ☐ 一部実施中 ☒ 新規）		視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
		産	自	健	通	人	物	金	情	
1	■商工会など関係機関によるきめ細かなハンズオン支援※など、中小零細事業者の経営、育成を総合的に支援します	○				○	○	○	○	1. 着手済
2	■行政による恒常的な企業訪問活動を実施し、企業の経営及び市内経済の状況、意見などを把握するとともに、関係機関との情報共有に努めます	○							○	1. 着手済
3	□地域通貨※商品券の発行など、地域内消費の拡大と経済循環の仕組みづくりを推進します							○		2. 早期
4	□個店の魅力アップ、空き店舗を活用したチャレンジショップ※、買い物弱者支援など、小売商業、商店街の新たなチャレンジを支援します			○		○	○	○	○	2. 早期
5	■商店街の集客力向上、消費喚起につながる取組、イベントなどを支援し、商店街のにぎわいづくりの形成を促進します							○	○	1. 着手済
6	□大学生や高校生との連携交流を通じて、若者やよそ者の視点による商店街の活性化を推進します				○	○	○	○	○	2. 早期
7	■織機調整や織物技術指導、合理化設備導入など、織物業の基盤整備を支援します	○				○	○	○		1. 着手済
8	□後継者への技術継承など、丹後織物の生産現場維持及び規模確保のための対策を講じます	○				○		○		2. 早期
9	◎国、府制度と連携を図りながら、省エネルギー設備などの企業の設備経費に対する支援に努めます	○					○	○		2. 早期
10	■中小企業雇用安定助成金の継続や金融円滑化の支援を行うなど、企業と雇用を守るために必要な支援を行います	○				○		○		1. 着手済
11	■職業教育訓練事業への助成など、企業の雇用拡大と人材育成、優秀な人材の確保を支援します					○		○		1. 着手済
12	◎事業継承、産業技術の維持・継承、後継者育成など、企業の存続に必要な支援を行います						○	○		2. 早期
13	◎企業、事業所における品質、生産性、サービスなど、あらゆる経営改善、現場改善の取組を推進します					○				2. 早期

※ハンズオン支援：資金などの支援だけでなく、企業経営のマネジメントなどに深く関わり、よりきめ細かく支援すること。

※地域通貨：法定通貨ではないが、ある目的や地域のコミュニティ(商店街、町内会、NPO)内などで、法定貨幣と同等の価値あるいは全く異なる価値があるものとして発行され使用される貨幣。

※チャレンジショップ：商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、地元商工会、商店街などが空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸する創業支援の取組。

<第3章 新経済戦略「プロジェクト100」>

メニュー（■：実施中 □：一部実施中 ◎：新規）	視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
	産	自	健	通	人	物	金	情	
14 ■webを活用した総合的な人材育成ポータルサイトを構築・運営し、勤労者や求職者などの総合的な人材育成を支援します				○	○	○		○	1. 着手済
15 ◎大学、専門学校などとの連携によるICT技術を活用した大学公開セミナーなどを実施します				○	○			○	2. 早期
16 ◎若手社員に対する新たな表彰制度の創設など、企業の若手人材の資質向上を図るとともに、女性やシニアに視点を当てた人材育成と活用に努めます			○		○		○		2. 早期
17 □中学校、高校などを対象に地域産業・経済に関する出前講座や職場体験を実施し、地域産業への理解と地元の愛着心の醸成を図ります					○				2. 早期
18 ◎地震や津波など防災や減災の視点を位置づけた、企業の事業継続対策を支援します						○		○	2. 早期

○ 経営の改善及び再生

19 □弁護士など専門家による個別支援や経営改善計画策定支援など、相談、指導、フォローアップの取組を強化します						○	○		2. 早期
20 □事業の多角化や転換など、経営再生に向けた再チャレンジを支援します						○	○		2. 早期

○ 資金供給の円滑化

21 ■地域経済の状況に応じ、借入資金の利子補給や信用保証料補助の継続など必要な金融支援を実施します							○		1. 着手済
22 ■国・府による融資制度の活用とともに、市融資制度による融資により、企業の資金調達を支援します							○		1. 着手済
23 ■定期的な懇談会の開催など、金融機関や関係機関との連携強化による資金供給円滑化対応に努めます							○		1. 着手済

(2) 企業の成長支援

○ 経営革新、技術開発、設備導入及び販路開拓

メニュー（■：実施中 □：一部実施中 ◎：新規）	視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
	産	自	健	通	人	物	金	情	
24 □企業経営のイノベーション※創出に向けた研修や交流の場づくりなどを支援します					○	○	○	○	2. 早期
25 ◎グローバル人材※、フロンティア人材※、専門的技術者など企業が必要とする産業人材の養成、確保、誘致を図るため、産官公連携※による広域的な人的ネットワークを形成するなど、技術や経営の革新に向けた環境整備に努めます					○		○	○	2. 早期
26 □国・府制度との連携を図りながら国内外への販路開拓に対する支援を行うなど、企業による積極的な販路拡大を推進します						○	○	○	2. 早期

※イノベーション：物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」（を創造する行為）のこと。それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすこと。

※グローバル人材：世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人材。

※フロンティア人材：新たな市場を開拓し、世界の生活者を魅了する画期的なビジネス・イノベーションを生み出すことが可能な人材。

※産学公連携：民間企業の「産」、大学などの教育機関・研究機関の「学」、政府・自治体など「公」が連携し、研究開発や、事業を行うこと。

<第3章 新経済戦略「プロジェクト100」>

メニュー (■ 実施中 □ 一部実施中 ○ 新規)		視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
		産	自	健	通	人	物	金	情	
27	◎国・府制度との連携を図りながら新技術、先端設備の導入に対する支援を行うなど、企業の事業高度化・合理化に向けた取組を推進します						○	○	○	2. 早期
28	◎複数の企業などによるグループでの取組を支援し、知恵と技術の集結による新たな展開を促進します	○						○	○	2. 早期
29	■産学公連携、産産連携※、異業種連携など、様々な連携による技術開発や新展開を支援、促進します	○					○	○	○	1. 着手済
30	◎有料道路通行料などに対する物流費支援を実施します							○		2. 早期
31	■地域ブランド連携協議会※、GS世代研究会※、シルクのまちづくり市区町村協議会※ほか、関連団体との連携による事業や販路の開拓を推進します	○	○	○			○		○	1. 着手済
32	■丹後織物のPRと販路開拓などを推進する「丹後ファッションウィーク事業」の実施など、近隣市町や業界団体が一体となった織物業振興の取組を支援します	○				○		○	○	1. 着手済
33	□生産現場見学、体験設備整備など、製造業と観光業が連携した取組を推進します	○					○	○		2. 早期
34	□「京丹後はものづくりの町」のブランド力、発信力を強化しつつ、地域資源を積極的に活用した商品化、ブランド化の取組と地域プロモーションを支援、推進します	○	○				○		○	2. 早期
35	◎商品のブランド化などに付随する知的所有権※の適切な保護、取得などに対する支援を行います						○	○		2. 早期

○ 新たな事業分野への進出及び新たな事業の創出

36	□地域に新たな産業と雇用を生み出す可能性があるソーシャルビジネス※やコミュニティビジネス※について、市内での事例集を作成するなど情報提供を行いながら取組を促進します	○	○	○	○	○	○	○	○	2. 早期
37	□新商品・新製品・新素材の研究、開発、企業の事業転換を支援するなど、新たな事業展開を促進します	○	○			○	○	○		2. 早期
38	□ビジネスコンペ、アイデアコンペ※を実施するなど、若者やよそ者の発想による新たな事業化を促進します	○	○	○	○	○		○	○	2. 早期

※産産連携：大手企業と中小企業との連携、マッチングなど、民間企業間における連携。

※地域ブランド連携協議会：地域が保有する地域ブランドの価値を高め、情報発信を行い、評価と信頼性を獲得し、地域ブランドに対するイメージの向上に努めることなどにより、地域の活性化、民間活力の向上、地域経済の活性化等に寄与することを目的に平成24年11月に発足。京丹後市を含む国内21自治体（H24. 11月現在）で構成される。

※GS世代研究会：「GS世代」とはゴールデンシクスティーズ、「黄金の60代」という意味で、そこそこの資産を形成し、時間を自由に使うことができる「ゆとりが残る唯一の層」と言える。GS世代研究会は、このGS世代向けの新たな商品・サービス開発に向け、国内の企業・自治体が連携して研究を深めることを目的とした組織。京丹後市は平成24年2月から幹事団体として参画している。

※シルクのまちづくり市区町村協議会：シルク産業・シルク文化に関する諸課題を共有し、政策研究及び情報交換などを行う組織で、平成22年1月に発足。京丹後市を含む国内26市区町村（H25. 1月現在）で構成される。

※知的所有権：人間の知的創造活動によって生み出される、表現、アイデア、技術など実体のないものを保護するために、その考案者に与えられる権利。「無体財産権」とも呼ばれる。日本では著作権法や特許法、知的財産基本法などの法律によって保護されている。

※ソーシャルビジネス：環境・地域活性化・少子高齢化・福祉・生涯教育など社会的課題への取り組みを、継続的な事業活動として進めていくこと。地域の自立的発展、雇用創出につながる活動として有望視されている。

※コミュニティビジネス：市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のこと。

※ビジネスコンペ、アイデアコンペ：新たなビジネスや新商品、新サービスの開発、事業化などをテーマにビジネスプランやアイデアを募集し、優秀策を事業化に結び付けようとする取組。

<第3章 新経済戦略「プロジェクト100」>

メニュー（■：実施中 □：一部実施中 ◎新規）		視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
		産	自	健	通	人	物	金	情	
39	□織物業における新たな繊維、素材を活用した技術開発や商品開発を支援し、繊維産業の新分野開拓を促進します	○						○	○	2. 早期
40	◎「豊かな資源、多様な産業、確かな技術」を生かした産学公連携の組織を設け、新たな産業クラスター※の形成を目指します	○								3. 中・長期

(3) 新規創業と新産業の創出

- 創業、起業及び新産業の創出
- 新産業の創出などに必要な調査、情報の提供など

メニュー（■:実施中 □:一部実施中 ◎新規）		視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
		産	自	健	通	人	物	金	情	
41	□創業、起業家への支援やセミナーの実施、創業コーディネーターの設置、空き店舗・空き工場の活用に対する支援を行うなど、地域資源を活用した創業、第二創業※の促進と起業家の誘致を推進します		○	○	○	○	○	○	○	2. 早期
42	◎シニア向けの商品・事業開発、ヘルスケア分野※、医療分野などの新産業、成長分野の開拓に向け、必要な情報提供や研修機会などの支援に努めます	○	○	○				○	○	2. 早期
43	◎優れた技術の実用化開発を行う中小・技術開発型ベンチャー企業※などを支援します	○						○		2. 早期
44	◎女性や若者をはじめとした、意欲ある経営者、従業員が行う新事業活動を支援します					○				2. 早期
45	◎商工会など関係機関におけるインキュベーター※機能の強化と機関相互の連携を推進します						○			2. 早期
46	◎重点分野として支援を強化するなど、環境関連産業を活用した経済活動の創出を図ります		○					○	○	2. 早期
47	□シルクの持つ特性に着目した多角的な産業創出の取組を支援します	○						○		2. 早期

(4) 企業誘致の推進

- 企業立地のための基盤整備及び環境整備

メニュー（■:実施中 □:一部実施中 ◎新規）		視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
		産	自	健	通	人	物	金	情	
48	□高規格道路網など、京都府と連携しつつ物や人の流れの基礎となるインフラの整備を促進します					○	○			2. 早期
49	□光ファイバーケーブル網の整備や施設内ネットワーク環境の整備支援など、情報通信インフラの整備を促進します				○				○	2. 早期
50	□法(企業立地促進法・過疎法・半島振興法)にもとづく地域指定などを進め、有利な条件での立地が図られるよう努めます							○		2. 早期

※産業クラスター：クラスターは本来「群れ」「(ぶどうの)房」などを意味し、ぶどうの房のように企業、大学、研究機関、自治体などが、地理的に集積し、相互の連携・競争を通じて新たな付加価値（イノベーション）を創出する状態のこと。政策的に形成されたものとしては、アメリカテキサス州オースティンの情報産業クラスター（石油産業からの転進）、ペンシルバニア州フィラデルフィアのバイオ産業クラスター（造船業からの転進）があげられる。

※第二創業：既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。

※ヘルスケア分野：健康の維持や増進に関する産業分野で、新たな成長分野として期待が高まっている。

※ベンチャー企業：新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業。

※インキュベーター：起業に関する支援を行う者。広義には既存事業者の新規事業を含む起業支援のための制度、仕組みなど。

<第3章 新経済戦略「プロジェクト100」>

メニュー（■実施中 □一部実施中 ◎新規）	視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
	産	自	健	通	人	物	金	情	
51	□産業支援機関や産業団体等と連携した人材育成事業の実施など、立地企業にとって有用な人材の育成に努めます				○				2. 早期
52	◎環境保全への配慮を前提としつつ、必要に応じ森本工業団地の立地基準の緩和措置を行うなど、立地しやすい環境を整えます					○			必要により
53	◎工業用地のリース方式及びオーダーメイド型工場賃貸方式などの導入を検討します						○		2. 早期

○ 企業立地のための情報収集及び提供並びに誘致活動

54	■調査会社のデータ収集、企業立地ニーズ調査の実施などにより、立地の候補となる企業情報の収集に努めます							○	1. 着手済
55	■企業立地ガイドの作成や企業誘致フェアへの出展をはじめ、市HPその他様々な手法を活用して、市及び事業用地、事情施設のPR活動に努めます							○	2. 早期
56	◎市内企業を紹介する企業ガイド及び食品関連企業を誘致するための農林水産業の紹介など、地域を紹介するガイドを作成します	○	○					○	2. 早期
57	■企業立地推進専門委員会を設置し、専門的見地からの企業誘致活動を推進します								1. 着手済
58	□京都府など関係機関と連携しながら、的確でスピード感のある、かつきめ細かな対応に徹した誘致活動を推進します							○	2. 早期
59	◎災害リスク分散の視点からの立地メリットや、本市の地域資源（農水産物や食、既存の産業集積やそれを支える高度な技術人材、また人材育成機能や育成施設等）のPRにより、誘致活動を推進します		○					○	2. 早期
60	◎三都市圏を中心に企業、業界、経済団体などの関係者を一堂に会し、本市の産業、観光、企業立地などの情報発信、情報交換ができる、産業経済人交流ネットワークづくりを行います					○		○	2. 早期
61	◎ベンチャー企業の誘致を推進するとともに、海外企業の誘致について検討します							○	2. 早期
62	◎職員全員営業マン活動※を発展させ、“市民・国民全員営業マン活動”として、誘致成功報酬制度※を導入します					○		○	2. 早期

○ 立地企業に対する相談対応及び支援体制の整備

63	□京都府との連携による「シングルウィンドウプロジェクト※」をはじめ、関係機関と連携しつつ、立地企業に対する支援体制を確立します					○	○	○	○	2. 早期
64	◎専門家を活用し、立地企業のニーズに応じた支援を行います					○	○			2. 早期

※職員全員営業マン活動：本市が、企業誘致をはじめ市域の産業振興及び雇用機会拡大のため市全職員で取り組む活動で、平成20年に開始したもの。職員は何らかの接点がある企業を中心に、1人1件以上の「企業及び施設等の誘致に係る報告」を行い、有望と判断された報告について、企業誘致担当課などが企業訪問活動などを行う。

※誘致成功報酬制度：企業立地を推進するための自治体の施策で、企業立地に関する有効な情報提供によって実際に企業誘致が成功した場合、情報提供者に対して一定の報酬が支払われる制度。当プロジェクトでは、全国へ向けて情報提供の依頼を発信し取り組もうとするもの。

※シングルウィンドウプロジェクト：立地手続きについて関係機関と調整を行い、誘致から立地、操業後の諸問題まで担当者が調整に当たる窓口一元化に努めるとともに、事務フローやマニュアルにより立地に係る諸手続、必要書類、所要期間などを事前に示し、企業の早期立地要望に対応できる体制を構築する取組。

○ 立地企業に対する支援措置

メニュー（■:実施中 □:一部実施中 ◎新規）		視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
		産	自	健	通	人	物	金	情	
65	□対象とする業種を定めて、全国最大級の支援措置・奨励措置を講じます。また、特に集積を目指す業種を定め、他の施策と併せ支援措置の特例、適用基準の大幅な緩和などの措置を講じます	○	○		○	○	○	○	2. 早期	
66	■固定資産税に係る税の特例措置を実施します							○	1. 着手済	
67	□全国最大級の上限金額を設けるなど、立地及び新規雇用に対する奨励措置を大幅に拡充します					○		○	2. 早期	
68	□企業立地にあたってのハンズオン支援を行います					○	○		○	2. 早期
69	◎初期投資（用地、建物、設備）及び中間投資（増設）に対する財務的な支援を行います						○	○		2. 早期
70	◎投資及び運転資金の調達の円滑化を図ります							○		2. 早期
71	◎U J I ターン※促進のための住宅確保などへの支援をはじめ、従業員確保のための措置を講じます					○		○		2. 早期
72	◎立地奨励品として、営業車両の交付制度を設けます						○			2. 早期
73	◎支援期間を定め、市内企業への発注に対する支援を実施します	○						○		2. 早期
74	◎食品加工場などの立地企業に対し、支援期間を定め、地元食材の活用への支援を実施します		○					○		2. 早期
75	□支援期間を定めた光熱水費、情報通信費への支援をはじめ、立地後の企業の経営安定化及び成長のための幅広いを運営費助成と便宜供与を実施します				○			○		2. 早期

2 未来開拓戦略の推進

グリーン経済社会とテレワークスタイルとを融合させた、京丹後型「新グリーン経済」の構築を目指し「未来開拓戦略の推進」を展開します。

（１）再生可能エネルギーや環境循環を経済活動に展開するグリーン経済の実現

- 再生可能エネルギーの展開を経済活動に生かす
- 地域主導・地域貢献型のエネルギー生産施策の事業化と経済活動への活用

メニュー（■:実施中 □:一部実施中 ◎新規）		視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
		産	自	健	通	人	物	金	情	
76	■再生可能エネルギー導入促進会議を設置し、導入促進基本計画に基づく推進体制を構築します		○			○	○	○	○	1. 着手済
77	□ワークショップ及びグループインタビューなどを実施し、人材育成を進めるとともに関連事業への関心を高め、参画意識の向上に努めます		○			○				2. 早期
78	■有識者及び関係機関等との連携強化により、事業化活動等の実務へのハンズオン支援を展開します		○			○				1. 着手済
79	■市内産業を活用した新設備の試作開発等、関連事業へのサプライヤーとしての参入支援に努めます	○	○				○			1. 着手済

※U J I ターン：太都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

<第3章 新経済戦略「プロジェクト100」>

メニュー（■：実施中　□：一部実施中　◎：新規）		視点（諸特色）				視点（経営資源）				着手時期
		産	自	健	通	人	物	金	情	
80	■再生可能エネルギーの全地域的普及が図られるよう、導入支援補助金、利子補給等の個別支援の制度化を検討します		○				○	○		1. 着手済
81	■再生可能エネルギーに関する利用可能量や未利用空間等の資源及び財産を調査し、情報の整理・提供、参入支援を進めます		○						○	1. 着手済
82	■「他人ゴトから自分ゴトへ」ソーシャルメディアなどの活用により自らがメディア化し、情報発信を通じて広く普及拡大を図ります		○			○			○	1. 着手済
83	◎再生可能エネルギー事業を通じた市内への収益・付加価値等便益の還元、経済循環のあり方を追求し、持続可能社会の形成を図ります	○	○			○	○	○	○	2. 早期

(2) 農林漁業と商工観光業との連携による、京丹後型「農商工観連携」の推進

- 農林漁業の6次産業化※のさらなる推進
- 農林漁業と商工観光業との連携を図り、地域ビジネスの新展開や新しい産業創出を目指す、京丹後型「農商工観連携」の推進

メニュー（■:実施中 □:一部実施中 ◎新規）		視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期	
		産	自	健	通	人	物	金	情		
84	■農林水産物加工などの6次産業化を推進するとともに、農産物流通戦略アクションプランの推進など、新しい流通の取り組みを支援します		○				○	○	○		1. 着手済
85	■農林漁業者と食品企業・飲食店などの結びつきの拡大に向けた商談会などを開催します		○				○	○	○		1. 着手済
86	□京都府と協力して「農商工連携ファンド」の取り組みを支援するとともに、「農林漁業成長産業ファンド」などの積極的活用を図るため情報提供などに努めます		○				○	○	○	○	2. 早期
87	◎農林水産物の付加価値を高めるための加工、鮮度保持などの技術を生かした基盤設備の導入支援を推進します		○						○		2. 早期
88	□都市部における農林水産物及び加工食品などの販売を推進するとともに、生産者と消費者との交流機会を創出し、本市の魅力発信及び観光客誘致につなげます		○						○	○	2. 早期
89	■農山漁村地域の資源を生かし、農林水産業の体験や農家民泊などをはじめとした着地型観光※による都市住民との交流を推進します		○							○	1. 着手済
90	□市内飲食店や宿泊施設などでの地域農産物、海産物の利用運動を進め、安全・安心な食の提供と飲食店などの魅力アップを図ります		○							○	2. 早期

※6次産業化：第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3産業にまで踏み込み展開している経営形態
 ※着地型観光：旅行者を受け入れる側の地域（着地）が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

(3) 豊かな自然環境と充足した通信インフラを活用した京丹後型ワークスタイルの創造

○ 豊かな自然環境と食を生かした快適な居住・生活環境の提供

メニュー (■:実施中 □:一部実施中 ◎新規)	視点(諸特色)				視点(経営資源)				着手時期
	産	自	健	通	人	物	金	情	
91 ◎快適な住空間に関する研究を行うとともに、住環境、仕事環境、情報環境の基盤整備を推進します		○		○		○	○	○	2. 早期
92 ◎Iターン者などへの住宅、自動車取得を支援するなど、定住、移住に有効な支援に取り組みます				○		○	○		2. 早期
93 □空き家バンクの整備充実を図るなど、定住、移住に関する情報の整備と発信を行います				○		○		○	2. 早期

○ テレワーク環境整備による起業家・企業内職場誘致の推進

94 ◎テレワーク環境に関する調査研究を行うとともに、起業家・職場誘致方策の研究を行いその実現を目指します		○		○		○	○	○	2. 早期
95 ◎テレワークスタイルの推進と発信、市内企業による市内テレワーカーの活用に対する支援などにより、若者、女性、シニアなどのUJIターンによるテレワーカーと、市民テレワーカーの増加を図ります		○		○	○			○	2. 早期
96 □他との優位性が保てる通信インフラ環境の整備を検討し推進します				○		○			2. 早期
97 ◎商店街などの空き店舗、空き工場、学校跡などを活用したワークスペース提供、共同オフィスの設置方策、支援に取り組みます				○		○	○		2. 早期
98 ◎学校跡などを活用したデータセンター※の誘致を検討し推進します				○		○			2. 早期
99 ◎テレワーカー及びICTを活用した、市内の商品、特産品、サービスなどの販売促進を図ります		○		○			○	○	2. 早期

○ ユビキタスな地域内外間のコミュニケーション整備、京丹後型ワークスタイル推進

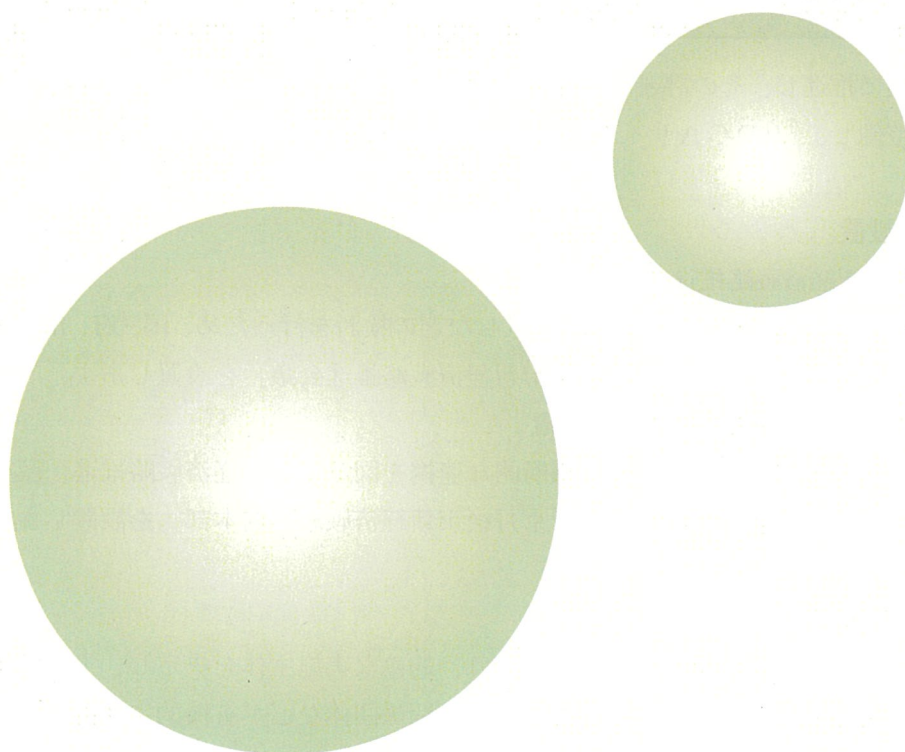
100 ◎ユビキタスな地域内外のコミュニケーション機能のあり方に関する研究と、その整備に取り組みます				○		○		○	3. 中・長期
--	--	--	--	---	--	---	--	---	---------

※データセンター：顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。「インターネットデータセンター」(IDC)とも呼ばれる。自らが用意したサーバを顧客に貸し出すホスティングサービスを提供するケースもある。

＜第4章＞

新経済戦略の推進に向けて

- 1 戦略推進に向けての考え方
- 2 京丹後市商工業総合振興条例の制定
- 3 戦略の進行管理と推進体制



1 戦略推進に向けての考え方

本戦略を推進していくためには、行政、関係団体、事業者など、産業にかかわる多様な主体が目標を共有し、一体となって取り組む必要があります。

そして、各主体相互の良好な連携・協力関係を築き上げるとともに、それぞれの役割を主体的、率先的に果たすことが重要となります。

2 京丹後市商工業総合振興条例の制定

本戦略を推進し、効果的に成果を創出していくためには、商工業の総合的な振興及び企業立地の推進に関し基本となる事項を明らかにした条例を制定する必要があります。

条例は本戦略と緊密に関連するものであり、柱及び方向性を同一とするとともに、次の内容を明らかにする必要があります。

- 目的及び市、事業者、関連団体、市民の役割などについて
- 施策の基本方針について
- 商工業の振興について
- 企業立地の推進について
- 地域資源の活用促進について
- 施策推進のための会議設置について

3 戦略の進行管理と推進体制

本戦略を着実に推進し、その評価、見直しを効果的に行っていくため、会議組織の設置ならびに推進体制を整備し、「PDCAサイクル」※を確立、実行して取り組みます。

(1) 会議の設置

① 京丹後市新経済戦略推進会議の設置

本戦略を計画的に推進し、評価、見直しなどの検討を行うため、国、府、市内外の経済・産業関係者などで組織する「京丹後市新経済戦略推進会議」を設置します。

② 京丹後市新経済戦略推進本部の設置

本戦略の推進にあたり、庁内の横断的な連携を図るため、経済戦略推進、産業振興に関する庁内の関係部署等で組織する「京丹後市新経済戦略推進本部」を設置します。

(2) 推進体制の整備

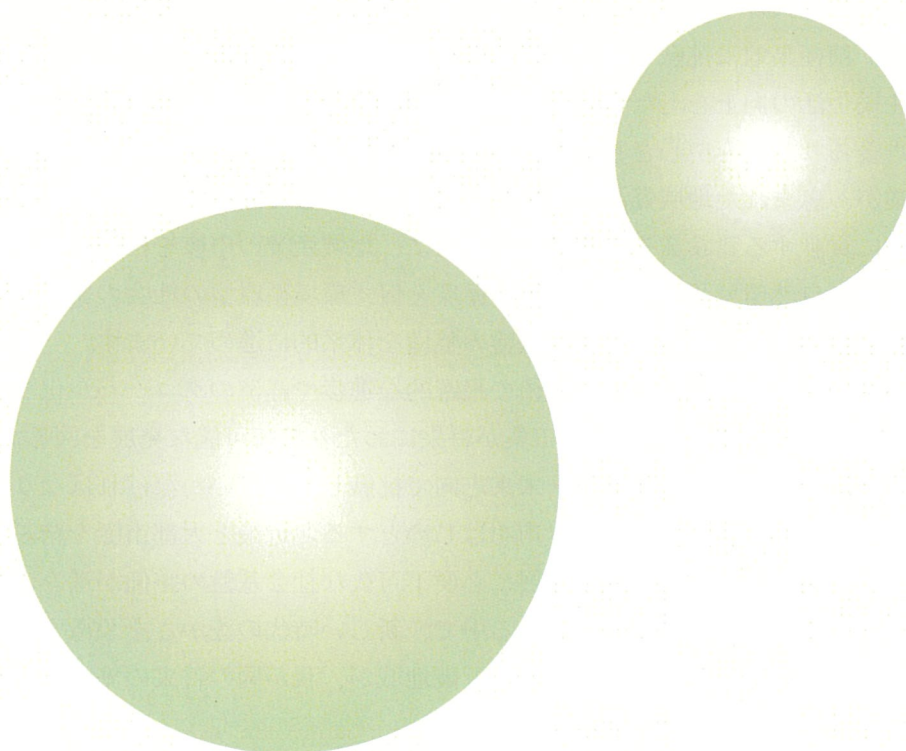
本戦略のプロジェクトを推進にあたっては、的確な実施主体を決定し、主体が中心となって取り組みを進めます。ただし、必要に応じて関係団体などが有機的に連携しながら取り組むことが必要です。

なお、本戦略推進の全体的なコーディネートは市商工観光部商工振興課が担います。

※PDCAサイクル：事業活動における管理業務を円滑に進める手法の1つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

<資料編>

- 1 京丹後市商工業総合振興条例
- 2 新経済戦略検討会議の状況
- 3 戦略の検討・策定経過
- 4 関係調査
- 5 中小企業憲章
- 6 統計データ



1 京丹後市商工業総合振興条例

○京丹後市商工業総合振興条例

平成25年9月5日制定

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 基本方針（第8条―第11条）

第3章 商工業の振興に関する施策（第12条―第14条）

第4章 企業立地の推進に関する施策（第15条―第18条）

第5章 地域資源の活用の促進（第19条・第20条）

第6章 京丹後市新経済戦略推進会議（第21条―第26条）

第7章 雑則（第27条）

附則

京丹後市には、美しい海岸線や清らかな河川、緑あふれる山野をはじめとする豊かな自然環境があり、そこから農産物、海産物など四季折々の恵みがもたらされるとともに、市内各地には、かつて独自の経済文化圏を形成した「古代丹後王国」の繁栄を彷彿とさせる数多くの古墳や遺跡が存在しています。

市内に残る我が国で最も古いと伝えられる古代の「玉作り工房跡」や「製鉄工房跡」、また、奈良正倉院に今もなお大切に保管されている「あしぎぬ（絹織物）」の存在などから、本市は我が国最先端の産業が当時として栄えたまちであり、我が国の本格的なものづくりの発祥の地のひとつ、すなわち「日本のものづくりのふるさと」であります。

「古代丹後王国」の時代から脈々と受け継がれてきた丹後のものづくり文化は、時の事業者が常に時代に先駆け、積極果敢に挑戦を続け、多くの難局を乗り越えてきたからこそ、今日のような地域の発展と住民生活の向上をもたらし、産業集積の礎となりました。今では、日本一の絹織物生産量を誇る丹後ちりめんを中心とした織物業及び優れた技術を持つものづくり集団として集積する機械金属業が、恵まれた地域資源を活用した観光業、多彩で高品質、魅力的な農林水産業及び社会基盤整備に貢献する建設業その他産業とともに、地域産業の中核を担い、本市経済を支えています。併せて、自然環境及び資源の継承・循環を促す環境循環型の社会の発展と同時に、大都市圏との距離を克服する各種の情報通信基盤の整備を体系的に進めています。

人口減少や超高齢社会の到来、情報通信技術の飛躍的な進歩や経済のグローバル化など、本市を取りまく社会構造が大きく変化する中、商工業が将来にわたり持続可能な発展を図るためには、この地域全体が、常に時代の変化に即応し、未来志向で挑戦し続けていかなければなりません。

このような中、かねてから念願であった本市をはじめとする北近畿と大都市圏を結ぶ広域的な道路網や拠点港湾の整備など、本市の経済発展に必要な社会基盤の整備が進み、同時に、アジアの中でも環日本海の地政的重要性が高まる中で、新しい時代の豊かさを象徴する環境、健康分野などにおける多くの魅力や価値を有する北近畿地域が、我が国の将来の繁栄をけん引する地域軸の一つとなる「北近畿新時代」を迎えます。

今こそ、商工業者は、他の産業分野の従事者とともに、地域の経済活力の核として、また、地域産業に貢献する人づくりの場として、従業者に対して生きがいの感じられる職場を提供するとともに、地域経済を支える重要な担い手であることを自覚しなければなりません。一方、市は、商工業者をはじめ産業従事者が思う存分に力を発揮でき、かつ創意工夫で新しい市場を切り拓く挑戦のできる、他地域に劣ることのない総合的な環境づくりとできる限りの支援に尽くし、そして、市民一人ひとり、地域経済活動を支える一員であるとの認識を深めることが重要です。

ここに、地域社会が一体となり、長い歴史を通じて先人が築かれた京丹後の伝統的な商工業とその基盤の維持、発展を大切に、またそれらを基礎としつつ、そのうえに各種の情報通信基盤を活用したテレワークなど未来型の産業・就業スタイルも推進しながら、自然環境を大切にした再生可能エネルギー生産や包括的な環境循環の推進、豊かな農山漁村環境と恵まれた地域資源を活用した観光業や農林水産業等との多角的、総合的な連携の推進により、21世紀の豊かさを築く大きな付加価値を京丹後から創造し、もって、我が国経済社会の発展に貢献するとともに将来にますます希望の持てる活気に満ちた地域経済とまちづくりの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市商工業の振興及び企業立地の推進に関し基本となる事項を定め、市の責務並びに商工業者及び商工関連団体等の役割を明らかにすることによって、体系的な施策の推進による本市商工業の総合的な振興を図り、もって多様で活力のある地域経済の発展と豊かな市民生活を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条各号のいずれかに該当し、市内に営業所、事務所、工場その他事業施設（以下「事業所」という。）を有する者をいう。
- (2) 商工関連団体 商工会法の規定に基づく商工会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号のいずれかに該当するもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会又はこれらに準ずる団体で、本市商工業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する商工業者をいう。
- (4) 大企業者 前号に定めるもの以外の商工業者をいう。
- (5) 企業立地 市内に事業所を新設又は増設することをいう。
- (6) 立地企業 企業立地をしようとする者、又は企業立地をした者をいう。
- (7) 地域資源 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 農林水産物又は鉱工業製品

イ 鉱工業製品の生産に係る技術

ウ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

エ 道路、鉄道、情報通信網その他の社会基盤

オ 太陽光、風力、バイオマスその他の再生可能エネルギー

カ 人又は地域コミュニティ

キ その他事業活動に利用可能な市内の自然的経済的社会的条件

(8) 観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。

(9) 農林漁業者 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第8条に定める基本方針に基づき、商工業の総合的な振興を図るための施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、第22条で定める調査審議結果を尊重するとともに、国、京都府、商工業者、商工関連団体、観光関連団体、農林漁業者、大学その他研究機関等と緊密な連携を図るものとする。

（商工業者の役割）

第4条 商工業者は、自らが地域経済の重要な担い手となっていることを認識し、雇用機会の確保、人材の育成等、雇用環境の整備に努めるものとする。

2 商工業者は、経済的及び社会的環境の変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

3 商工業者は、自らの事業活動が地域環境に与える影響を認識し、調和のとれた、市民が安心して生活することのできる地域社会の構築に努めるものとする。

（商工関連団体の役割）

第5条 商工関連団体は、自らの組織の強化に努めるとともに、商工業者（新規創業により商工業者となる見込みの者を含む。第10条及び第19条において同じ。）を支援し、市と協力して商工業の振興及び企業立地の推進に努めるものとする。

（中小企業者及び大企業者の役割）

第6条 中小企業者及び大企業者は、互いが地域経済の基盤形成と雇用環境の整備に欠くことのできない重要な役割を担っていることを認識し、相互に連携、補完しつつその役割を果たすよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第7条 市民は、商工業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備に重要な役割を果たしていることを理解し、労働者、消費者として、その振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

（基本方針）

第8条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、商工業の総合的な振興を図るものとする。

- (1) 商工業者の経営安定と再生支援
- (2) 商工業者の成長支援
- (3) 新規創業と新産業の創出
- (4) 企業立地の推進

(中小企業者の振興)

第9条 市は、中小企業者が商工業の振興及び雇用の確保、創出に関してこれまで果たしてきた役割を認識し、中小企業基本法及び中小企業憲章（平成22年6月18日付閣議決定）の理念に基づき、中小企業者自らの意欲的かつ創造的な活動を尊重するとともに、必要な支援を行い、その振興を図るものとする。

(便宜の供与)

第10条 市は、商工業者及び立地企業に対し、市の商工業の振興上必要と認める条件の整備その他の便宜を供与することができる。

(財政上の措置)

第11条 市は、商工業の振興及び企業立地の推進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 商工業の振興に関する施策

(商工業者の経営安定と再生支援)

第12条 市は、商工業者の経営の安定と再生を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の維持及び強化に必要な施策
- (2) 経営の改善に必要な施策
- (3) 資金供給の円滑化に必要な施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、商工業者の経営の安定及び再生を支援するために必要な施策

(商工業者の成長支援)

第13条 市は、商工業者の成長を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 経営革新、技術開発、設備導入及び販路開拓に必要な施策
- (2) 新たな事業分野への進出及び新たな事業の創出に必要な施策
- (3) 前各号に掲げるもののほか、商工業者の成長を支援するために必要な施策

(新規創業と新産業の創出)

第14条 市は、商工業の成長発展及び雇用の創出が期待される新規創業と新産業の創出を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 新規創業の創出に資する施策
- (2) 新産業の創出に必要な調査、情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、新規創業と新産業の創出を図るために必要な施策

第4章 企業立地の推進に関する施策

(企業立地の推進)

第15条 市は、企業立地の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 企業立地のための環境整備
- (2) 企業立地のための情報収集及び提供並びに誘致活動
- (3) 立地企業に対する相談対応及び支援体制の整備

(4) 立地企業に対する支援措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、企業立地の推進のために必要な施策

(市内産業の均衡発展への配慮)

第16条 市は、前条に定める施策を実施するに当たっては、市内産業の均衡、調和ある発展に配慮しなければならない。

(立地企業に対する助成)

第17条 市は、企業立地の推進を図るため、立地企業に対し、補助金の交付その他の必要な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、立地企業が前項に定める助成措置を行うに当たっての条件（以下「助成条件」という。）を遵守することができなくなったと明らかに認められる場合は、補助金その他助成措置により給付した物（以下「助成物」という。）の全部又は一部の返還若しくはその代替物の納付（以下「助成物の返還等」という。）を求めることができる。

3 立地企業は、市が前項に基づき助成物の返還等を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(助成措置を受けた立地企業の配慮等)

第18条 前条の規定による助成措置を受けた立地企業は、助成条件を遵守するとともに、周辺地域の環境の保全、市内に住所を有する者の雇用その他地域との共生を図るために必要な事項について配慮しなければならない。

第5章 地域資源の活用の促進

(地域資源の活用と人材の育成)

第19条 市は、商工業者が行う地域資源を活用した商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を促進するものとする。

2 市は、商工業者の事業活動を担う優秀な人材の確保、育成を図るため、職業能力の向上、就業環境の整備、地域産業への理解及び職業観の形成を図るための教育活動の実施その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(商工業者と観光事業者及び農林漁業者等との連携)

第20条 市は、商工業者の経営の向上を図るため、観光事業者及び農林漁業者等との有機的連携を促進するものとする。

第6章 京丹後市新経済戦略推進会議

(新経済戦略推進会議の設置)

第21条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市新経済戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第22条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 社会構造、経済状況、地域環境に即した施策の評価及び見直しに関すること
- (2) 第8条に定める基本方針に基づく、体系的な施策の推進及びその進行管理に関すること
- (3) その他本市商工業の総合的な振興に関すること

(組織等)

第23条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、商工業者、商工関連団体、観光関連団体及び農林漁業者等の代表者、商工業に関する有識者、大学等研究機関の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第26条 推進会議の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(京丹後市工場立地促進条例の廃止)

2 京丹後市工場立地促進条例（平成16年京丹後市条例第255号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の条例第3条の規定により指定を行った工場に対する奨励金の交付、奨励金の交付期間の奨励措置については、なお従前の例による。

2 新経済戦略検討会議の状況

(1) 設置要綱

○京丹後市新経済戦略検討会議設置要綱

平成24年10月19日制定

(設置)

第1条 市長は、近く完成が予定される北近畿を巡る関西・中京環状高速道路網の整備等の効果を最大限に活用し、京丹後市の豊かな自然環境、環日本海の地政など地域の諸特色をできる限りいかした京丹後型「新グリーン経済」をはじめ、本市の企業立地推進及び多様な商工業の総合的な振興を本格的に図るため、京丹後市新経済戦略検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 京丹後型「新グリーン経済」をはじめ、企業立地推進及び多様な商工業の振興に係る総合的な条例並びに各種施策の企画・立案などの検討に関すること

(2) その他検討会議の設置趣旨の実現に関し必要な事項

(組織等)

第3条 検討会議は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、商工関係団体の代表者、その他の優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。

2 委員のうち、職によって委嘱された委員がその職を離れたときは、その委嘱を解き、新たにその職に就いた者を委嘱する。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第5条 検討会議に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってそれを定める。

3 検討会議には、京丹後市政策企画委員の参画を得ることができる。

(会議)

第6条 検討会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成25年10月24日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

○京丹後市新経済戦略検討会議委員名簿

【任期：H24. 10. 25～1 年間】

順不同、敬称略

区分		役職	氏 名	所 属 団 体	所 属 団 体 役 職
市外団体等	1	副会長	小川 正樹	中部経済連合会	常務理事
	2		阿部 孝次	関西経済連合会	理事
	3	副会長	錦織 隆	京都工業会	副会長
	4		岩本 泰一	日本ニューロン株式会社	代表取締役社長
	5		柴田 雅光	京都高度技術研究所	産学連携事業部次長
市内団体等	6	会長	沖田 康彦	京丹後市商工会	会長
	7		藤井美枝子	京丹後市商工会	女性部長
	8		渡邊 正義	丹後織物工業組合	理事長
	9		山本 正	丹後機械工業協同組合	理事長
	10		松本 賢治	京都産業 2 1 北部支援センター	センター長
	11		井上 敦夫	京都中小企業家同友会	丹後支部京丹後ブロック長
	12		中山 力	丹後地域産業活性化推進会議	副会長
	13		吉見 敏明	京丹後エムズカード会	会長
行政機関	14		(～H25.3.31) 中村 治 (H25.4.1～) 梶谷 泰博	京都府丹後広域振興局	農林商工部部長
	15		(～H25.3.31) 山崎 幸司 (H25.4.1～) 野村 泰好	京都府織物・機械金属振興センター	所長
	16		鈴木 一弥	京都府商工労働観光部	産業立地課長
アドバイザー・スタッフ		大久保和孝	新日本有限責任監査法人	C S R 推進部長	
		中山 泰	京丹後市	市長	
事務局		松井 安則	京丹後市商工会	事務局長	
		野村 政伸	丹後織物工業組合	常務理事	
		寺田 昭夫	丹後機械工業協同組合	常務理事	
		吉岡 茂昭	京丹後市商工観光部	部長	
		高橋 尚義	京丹後市商工観光部	(～H25.3.31) 産業雇用総合振興課長 (H25.4.1～) 商工振興課長	
		柳内 研一	京丹後市商工観光部	(～H25.3.31) 商工振興課長 (H25.4.1～) 観光振興課長	
		川口 誠彦	京丹後市商工観光部	観光振興課長(～H25.3.31)	
		増田 知裕	京丹後市商工観光部	(～H25.3.31) 産業雇用総合振興課長補佐 (H25.4.1～) 商工振興課長補佐	
		引野 雅文	京丹後市商工観光部	商工振興課長補佐	
		高田 亮平	京丹後市商工観光部	商工振興課主任(～H25.3.31)	
		永島 一陽	京丹後市商工観光部	商工振興課主任(H25.4.1～)	

3 戦略の検討・策定経過

実施日	会議名など	内容など
平成24年 9月19日	第1回事務局会議	第1回検討会議に向けて
平成24年10月17日	第2回事務局会議	第1回検討会議に向けて
平成24年10月25日	第1回新経済戦略検討会議	検討概要など説明、意見交換
平成25年 1月16日	第3回事務局会議	第2回検討会議に向けて
平成25年 1月24日	第2回新経済戦略検討会議	委員プレゼン、戦略の柱など検討
平成25年 2月20日	第4回事務局会議	第3回検討会議に向けて
平成25年 3月 1日	第3回新経済戦略検討会議	戦略案及び条例案検討
平成25年 3月19日	第5回事務局会議	第4回検討会議に向けて
平成25年 3月26日	第4回新経済戦略検討会議	戦略案及び条例案検討
平成25年 4月16日	第6回事務局会議	第5回検討会議に向けて
平成25年 4月23日	第5回新経済戦略検討会議	戦略案及び条例案検討

4 関係調査

次の調査を実施し、その結果を戦略策定の参考資料としました。

(1) 平成24年度京丹後市企業景気動向・意向調査

- 調査目的 市内産業・事業所の景況、業況を把握するとともに、意見、要望などを聞き取り、新経済戦略策定の参考資料とする
- 調査期間 平成24年12月13日～平成24年12月28日
- 調査対象 市内事業所 53社
- 調査員 市商工観光部職員

(2) 平成24年度企業立地推進及び商工業総合振興条例等の検討に係る調査

- 調査目的 企業を対象とした企業立地に関するアンケート調査、自治体を対象とした先進的、特徴的施策事例調査を行い、新条例、新経済戦略策定の参考資料とする
- 調査期間 平成24年 8月22日～平成25年 2月22日
- 調査対象 国内企業1,000社及び全国自治体
- 調査受託者 株式会社東京商工リサーチ 京都支店

5 中小企業憲章

○ 中小企業憲章

<平成22年6月18日閣議決定>

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

- 一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する
資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を

促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二. 起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

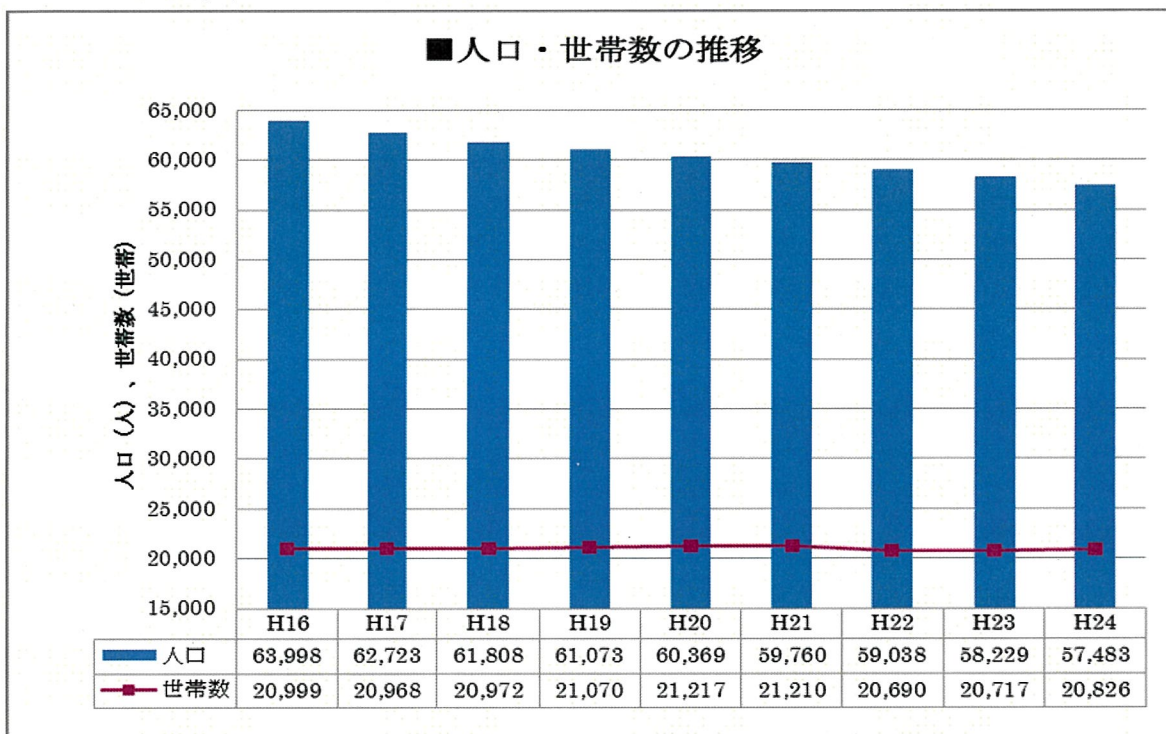
関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

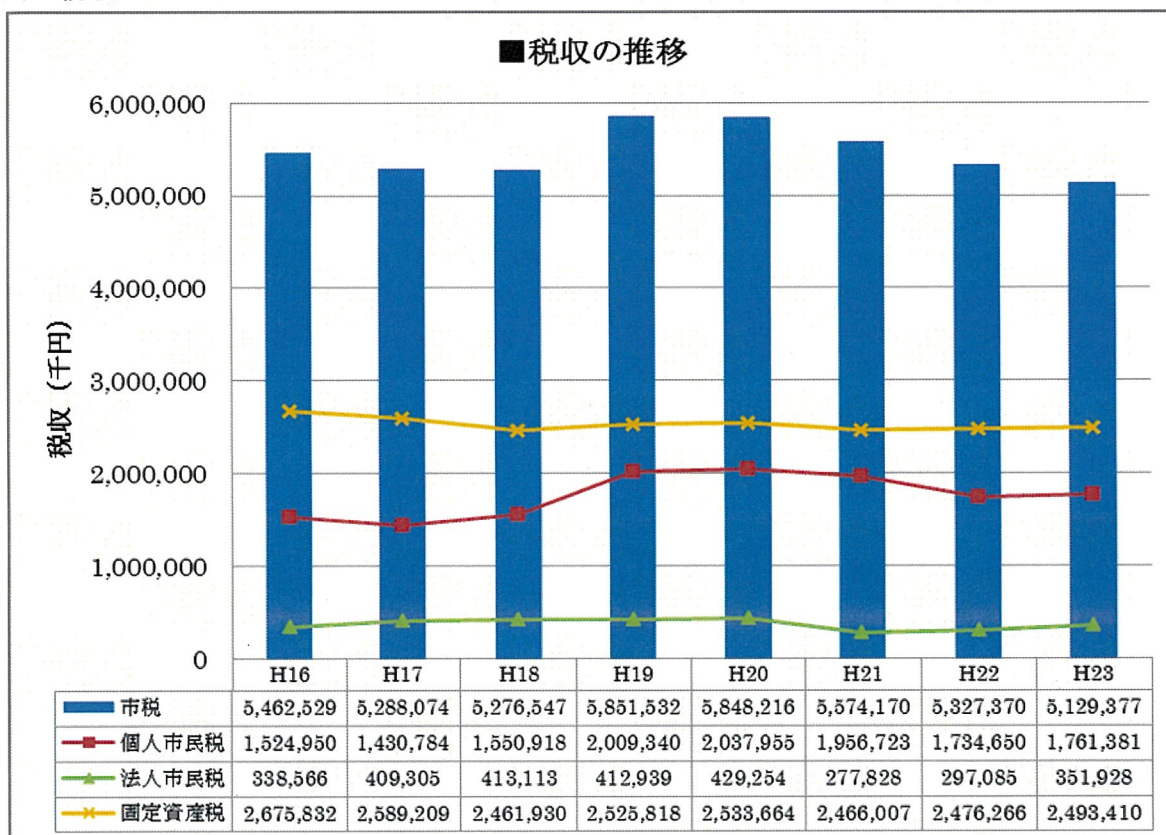
6 統計データ

(1) 人口・世帯数



【出典】10月1日現在推計人口（H17、H22は国勢調査）：市総務課

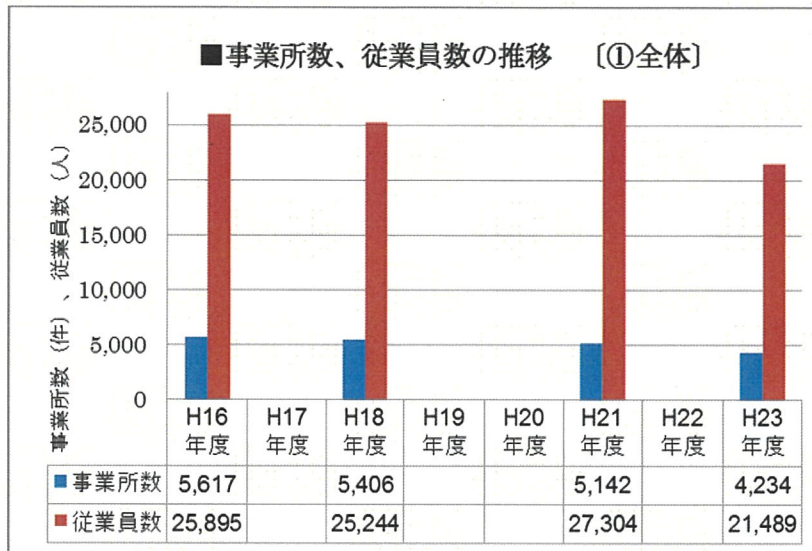
(2) 税収



【出典】京丹後市決算付属資料：市財政課

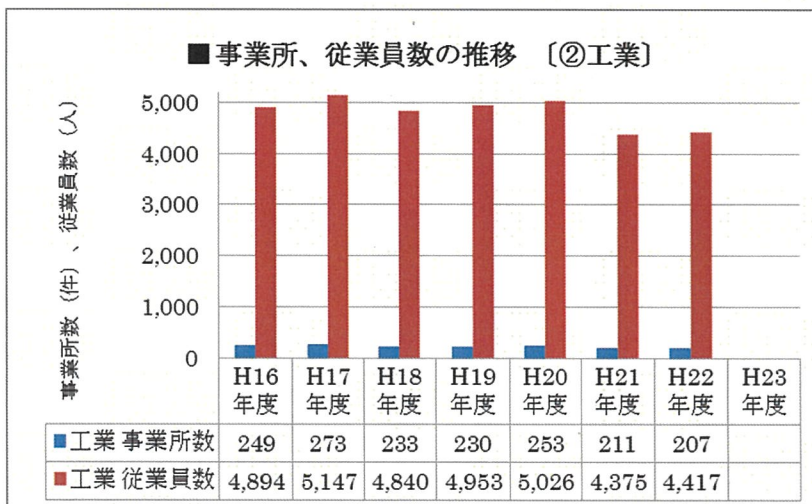
(3) 事業所数、従業員数

○ 全体



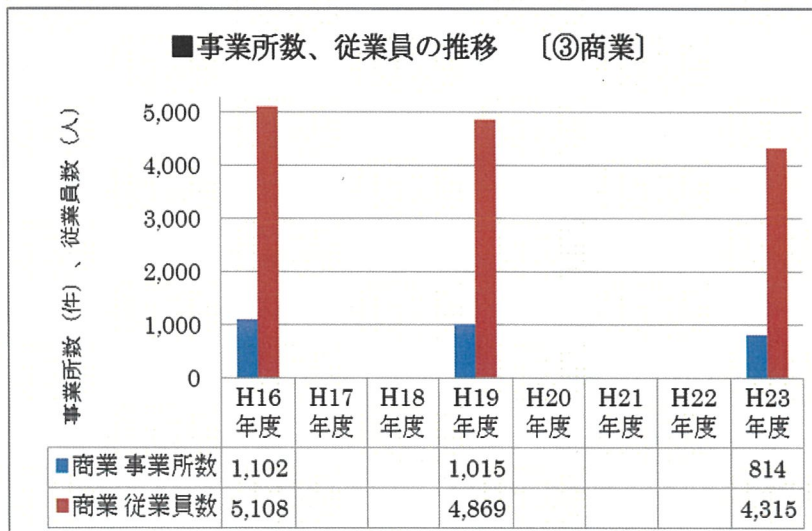
【出典】 H16. 18 : 事業所・企業統計調査、H21. 23 : 経済センサス

○ 工業



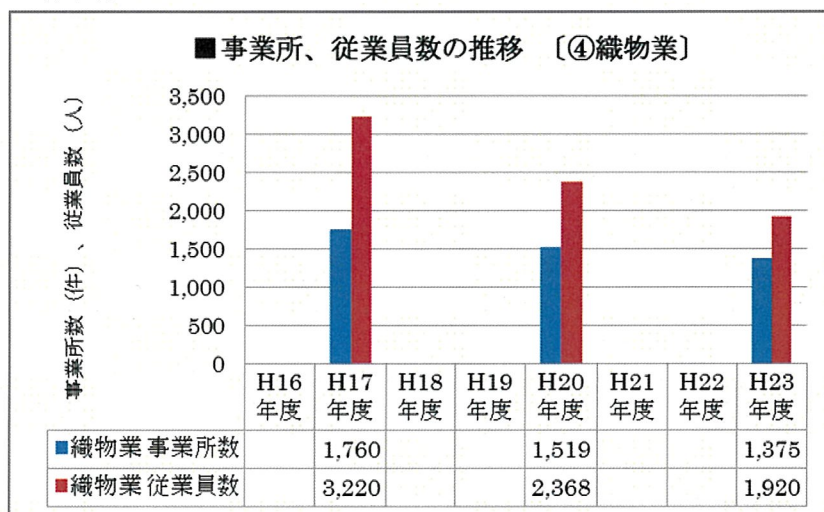
※4人以上の事業所 【出典】 工業統計調査

○ 商業



【出典】 H16. 18 商業統計調査、H23 経済センサス

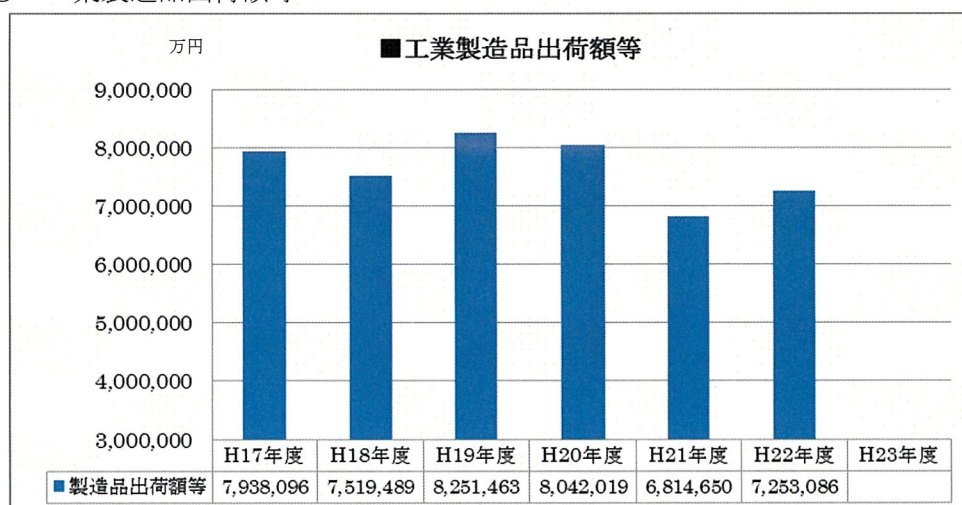
○ 織物業



【出典】京丹後市織物実態統計調査

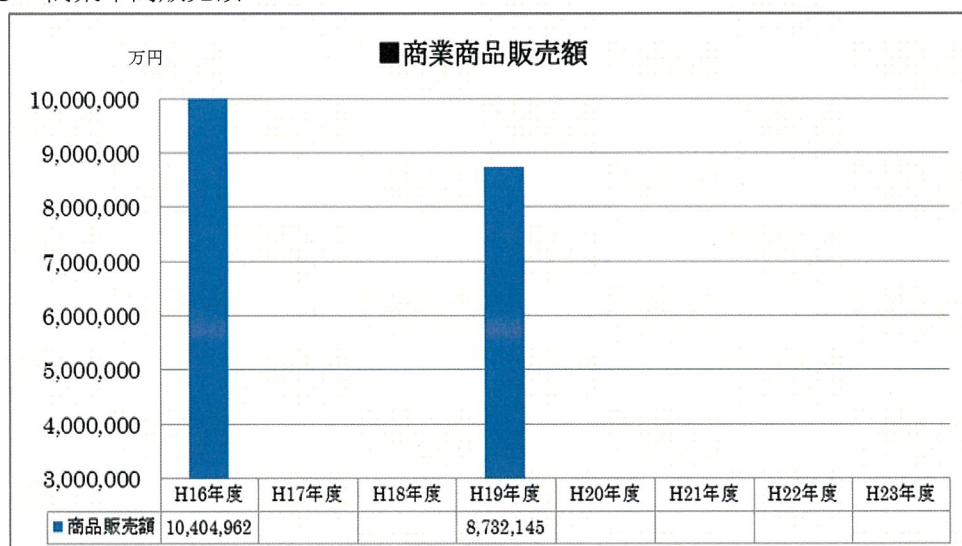
(4) 出荷・販売額、生産数量

○ 工業製造品出荷額等



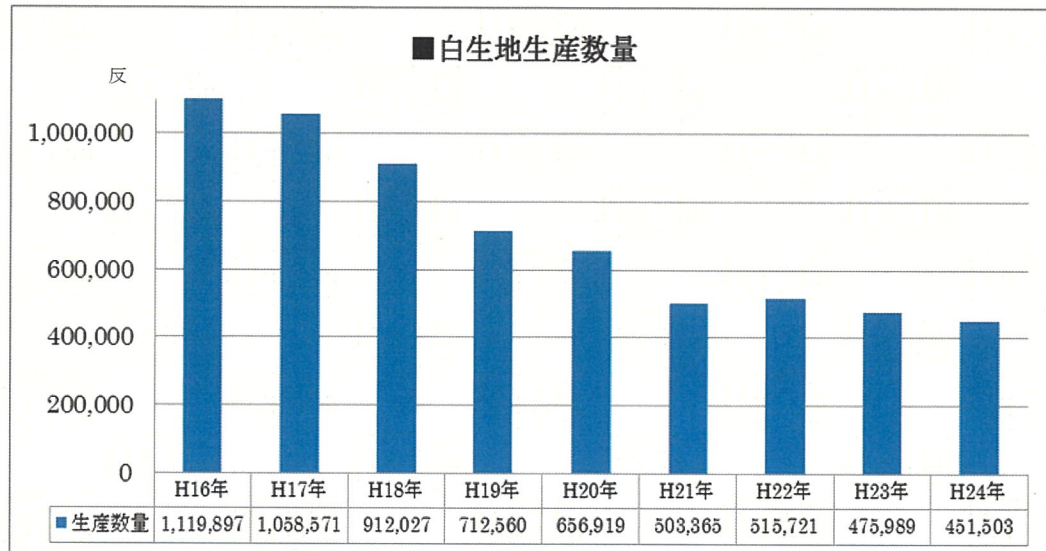
※4人以上の事業所 【出典】工業統計調査

○ 商業年間販売額



【出典】商業統計調査

○ 織物業白生地生産数量



※丹後地域全体 【出典】 丹後織物工業組合

